

2018

3

MARCH

Vol.72

Produce by
Osaka pref. Industrial Waste Association

Clean Life

クリーン
ライフ



共英製鋼株式会社

特集

- ①第2回さんぱいフォーラム(MEGURU)終了報告
- ②廃棄物処理法施行令の改正
- ③バーゼル法施行令の改正

廃棄物管理士講習会

受講対象

産業廃棄物の処理を委託又は受託し、適正に管理していくために必要な法的知識を習得したいと考えている方等

受講料

12,000円（資料代／消費税込み）

開催期日

	開催日	受講日数	定員
平成30年	7月13日(金)	1日	100名
	8月24日(金)	1日	100名
	10月12日(金)	1日	100名
	12月7日(金)	1日	100名
平成31年	1月18日(金)	1日	100名
	3月15日(金)	1日	100名

開催場所

天満研修センター

大阪市北区錦町2-21 TEL 06-6354-1927



詳細案内および実施要領の配布開始の時期については、
4月下旬を予定しています。

詳しくは本会ホームページをご覧ください。

URL/<http://www.o-sanpai.or.jp/>

C O N T E N T S

特集●①第2回さんばいフォーラム (MEGURU) 終了報告	2
②廃棄物処理法施行令の改正	22
③バーゼル法施行令の改正	27
行政情報●	32
●廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について (平成30年2月2日環循適第1802021号環循規発第1802021号)	
●除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン等の改正について (平成30年1月30日基発0130第5号)	
●適正な収集・運搬に係る周知について (大阪市環境局 平成30年3月1日)	
●処分料金を改定します～平成30年4月1日から実施～ (大阪湾広域臨海環境整備センター)	
●受刑者・少年院在院者を雇用して人材確保と社会貢献を実現しませんか (法務省大阪矯正管区)	
●社会保険 (厚生年金・健康保険) への加入手続きはお済みですか? (厚生労働省・日本年金機構)	
事業報告●	44
●産業廃棄物処理業におけるBCP策定啓発セミナー	
●大阪府災害廃棄物処理に係る図上演習	
●循環型社会形成推進功労者等環境大臣表彰	
●第7回大阪マラソンに伴って生じる産業廃棄物の回収協力	
●第2回さんばいフォーラム (MEGURU) ～循環型社会を科学する～	
●廃棄物不適正処理巡視事業	
●大阪府「みんなで防止!!石綿飛散」推進会議	
●電子マニフェスト操作体験セミナー (第8回～第11回)	
●全国産業廃棄物連合会近畿地域協議会	
●全国産業廃棄物連合会平成29年度第2回全国正会員事務局責任者会議	
●企業による森づくり連絡調整会	
●産廃塾 (第2回)	
●リスクアセスメント推進研修会	
●産廃塾 (経営者コース)	
●奈良県産業廃棄物排出事業所管理者研修会	
●共生の森植樹祭	
●廃棄物収集作業向上研修会	
廃棄物処理先進事例調査●	50
●第24回 S.P.E.C.株式会社 エコレ城南島	
クローズアップ●	56
新規入会会員紹介●	62
新刊紹介●	65
会員紹介●共英製鋼株式会社	66
バックナンバーのご案内●	71
●Clean Life ●よくわかるシリーズ ●廃棄物法制等普及促進シリーズ	
編集後記●	74

表紙写真提供：共英製鋼株式会社

本社 〒530-0004 大阪府大阪市北区堂島浜1-4-16 アクア堂島西館18階
表紙 枚方事業所 (〒573-0004 大阪府枚方市中宮大池3-1-1)

特集 1

第2回さんぱいフォーラム(MEGURU)
終了報告

第2回さんぱいフォーラム

「地域社会の持続可能性を産業廃棄物業界の視点で考える」

開催日時 平成29年12月1日(金) 13時30分～16時30分

開催場所 大阪府立労働センター(エル・おおさか)南ホール
大阪市中央区北浜東3丁目14番

プログラム

テーマ MEGURU～めぐる～ 循環型社会を科学する

開会挨拶 片渕 昭人(公益社団法人大阪府産業廃棄物協会会長)

講演1 「産業廃棄物処理業の振興方策に関する提言」のご紹介

林 孝昌氏(一般社団法人資源循環ネットワーク代表理事)

講演2 欧州のサーキュラーエコノミーと日本の廃棄物処理業の課題

喜多川和典氏

(公益財団法人日本生産性本部エコ・マネジメント・センター長)

座談会 今日をふりかえって～フロアからの質問にお答えします～

林 孝昌氏

喜多川和典氏

濱田 篤介(公益社団法人大阪府産業廃棄物協会理事)

株式会社浜田代表取締役)

進行：片渕則人(フォーラム委員会委員長)

講演
1

「産業廃棄物処理業の振興方策に関する提言」

林 孝昌 氏（一般社団法人資源循環ネットワーク 代表理事）



皆さま、こんにちは。私、資源循環ネットワークの林と申します。本日はこのように盛大な場における講演の機会をたまわりまして、まずは事務局の皆さまに感謝申し上げます。私、1時間というお時間をいただいておりますが、後ほど意見交換の場というのは設けられるということですので、そこまでいっぱいにお話をさせていただこうと思っております。

産業廃棄物処理業の振興方策に関する提言につきましては、今、会長のほうからご紹介いただいたとおりでございます。今年度になってから環境省のほうから発表されたものです。本日、皆さまのお手元にあります資料、これをもとにこれからお話をさせていただきますが、このクレジットのところ、「産業廃棄物処理業の振興に関する検討会」というふうに書かせていただきましたのは、中身そのものが委員会のなかで決まっていたものということで、私が勝手にいじっちゃうわけにはいきません。従いまして、ベースとなる資料は検討会のなかでの成果物ということになります。ただし、私自身が事務局を務めておりましたこの検討会のなかではさまざまな議論がありました。それで国の委員会ですし、有識者の人もいらっしゃいますから、はっきりと書けない部分もありました。どういう意味を込めているのかという部分に関しましては、私個人的な「話者としての解釈」という書きぶりで、この講演のなかでお話をさせていただこうと思っております。

では早速ですが、中身に入らせていただきます。ま

ずは振興方策の策定経緯というところから始めます。そもそもこちら、廃棄物処理業の振興方策をつくらうという発想が極めて新しいですし、それを規制官庁である環境省が主体となって打ち出したこと自体が相当、画期的だというふうに私自身は考えております。本日、この後にご講演いただく喜多川さまも、私自身もなのですが、慶應義塾大学経済学部の細田教授のいる意味で門外の弟子というか子分というようなかたちでございまして、先生からいろんな教えをいただきながらこれまでもいろんな活動を進めてきたという経緯もあります。

その先生からの教え、1つの大きな話は何かということ、この産業廃棄物処理業も産業だということです。産業である以上、商売をして利益を上げて持続的に発展していくという当たり前のこと。普通の産業として発展していかなければいけないということで、産業廃棄物処理は決して環境に優しいからやるわけではない、金もうけのためにやるんだというふうに、ようやく胸を張って言える時代が来ているということを背景情報としてご理解いただければと思います。

とはいっても、これは環境省さんが進めた話でございますので、「皆さん、ばんばん金もうけをしてくれ」というふうになんか中身に書いてあるわけではないんですね。位置付けといたしましては、この世の中に必要な社会インフラであるということがこの振興方策のなかでの基点となっております。産業廃棄物処理業というのは、例えば、これは道路であったり水道であったり下水道であったりと同じで、国民生活に不可欠な社会インフラなんです。

それで1つ、一般的な製造業等と大きく異なる話というのは何かと言うと、われわれが例えば自動車に乗る。そのために自動車の工場が日本に1個もなくたって海外でつくって全部輸入してくることだってできます。極論を言ったら農業だって同じです。農産物、いろんな問題はありますけれども、例えば海外で全部つくって輸入をしてわれわれが食べていくってことは、原理的には可能なんです。ただ、廃棄物の場合はそうはいきません。廃棄物が発生したら海外に輸出

をして処理をしてもらうことは、現実的にできないですね。

従いまして、この産業は皆さま胸を張っていただきたいぐらい重要な社会インフラとして、この国の経済活動を支えるベースになる産業だということは、1つ胸を張ってお話できる特徴だと思います。そんな産業だからこそ、これは事業者の自己努力だけではなくて、関連のステークホルダーからも支えを受けながら振興を図っていく必要があるというのが、こちらの振興方策策定の背景でもあります。

もう昨年度になりますけれども、大手の事業者さま等からヒアリングをさせていただいたり、場所は東京ですけれども、大規模なシンポジウムを開催したり、アンケート調査をおこなったり、さらには都内の主に中小の産廃業者さんを対象としたワークショップ、有識者のお力も得ながらいろんな情報を得ていったと。そんなかたちでこの振興方策を策定することが出来ました。

業界の構成を見ると、許可を持っている事業者は約11万者いるんですね。11万者ってどれぐらいの数かということイメージしていただきたいんですけども、全国のラーメン屋さんの数って、皆さまは調べたことはありますか。実はラーメン屋さんって3万5000店舗しかないんです。皆さまのおうちの近くにラーメン屋さんはいっぱいありますよね。だけれども、許可を持っている事業者数ベースで考えるんだったら、実はその3倍もあるんです。そういう意味ではこの産業が抱えている従業員数、そんなことも含めて極めて重要だということでございます。

この業界に求められる役割について、もともとは「環境を守り、産業を支える」というような役割を果たすと言われてまいりました。要は排出事業者さんがメインなんです。「排出事業者が排出事業者責任を果たすときにその受け皿となってあげる」というのが本来的な産廃業の役割だというのが過去の位置付けでございました。今やそれだけではありません。環境産業としての成長が求められていて、環境制約というものを背景に低炭素化をばんばんしなければいけないと。資源制約っていうのが顕在化してきている。そんななかでどんどんリサイクルもやっていこうというようなかたちで、そのミッションというのはどんどん拡大しています。

それでは行政はどんな取り組みをしてきたかということで、不法投棄対策なんかもしてきましたし、制度整備もしてきました。そんななか業界全体はどんどん

クリーンになってきています。私自身、二十数年来この業界にいますけれども、目に見えて悪質な業者というのは極めて少なくなってきているのが実態でございます。特に優良な業者の育成ということに関しても国の側ではやっております、それが優良事業認定制度です。あの制度がどこまで機能しているかはともかく、これからその見直しなんかも図られていくということが予定されておりますけれども、いい方向のベクトルにこの業界が向かっているというのは間違いのない事実でございます。

それでもう1点考えなければいけないのが社会動向です。産廃業は決して世の中の一般的な産業とは別の世界で生きていけるわけではありません。一番分かりやすいのが労働力人口不足というやつですね。もう皆さま、本日お越しの方々は8割以上が処分業もしくは収集運搬業の方々とお聞きしておりますけれども、労働力不足というのはもう日に日に感じてらっしゃることは間違いなことかと思えます。それだけではなくて、例えば安全衛生管理を強化しないといけませんとか、地域との共生を図りましょうとか、最近ではESGなんていう話も求められている。そうしたことが全部、今、産廃業界に降りかかっているのが実態です。

環境省としては産廃処理業の振興を支援するために、わが国のグリーン成長を担う循環型低炭素化産業への成長を支援しようという予算枠を一昨年から整備するようになりました。振興方策というのは昨年度進められた目玉ということになってまいります。

振興方策の中で、まず大切な項目は、産業廃棄物処理業を巡る社会経済動向というところでございます。産廃業が現在最も大きなこの業界における課題となっていると言われるのが、人口減少に伴う労働力人口不足ということかと思えます。

これはいろんな影響が出ます。人口が減っていくということ自体が大変なことではございます、特に一般廃棄物に関しては間違いなくその量が減っていくだろうと。ただ、産業廃棄物の場合には、産業構造で規定されるという部分がありますので、必ずしも減るとは限らない。現に統計的に見るとずっと4億トン規模で推移します。とはいってもこの影響を避けて通るわけにはいかないというのが1つでございます。

もう1点、ストック社会っていう言葉を使っていますけれども、いわゆるスクラップアンドビルド、大量生産、大量消費、大量廃棄というような世の中が変わりつつあるということについては、統計データ的にも

裏付けられています。ここで余談を1つ申し上げますと、私は今、兵庫県神戸市の須磨に住んでいます。私が住んでおりますマンションが駅前にあるんですけども、でっかいマンションです。それができたのは1988年、もう30年もたってるマンションなんですね。私自身が暮らすには何の不自由もしてませんが、ただ、例の阪神大震災も乗り越えたようなマンションということをお聞きください。実は昨年、大規模改修工事というのをやりました。結果、これはベランダから何から全部、少なくとも表面上はきれいになりました。建物自体はもう80年、いわゆる建築基準法の改正以降のものでですから頑丈なんですね。この建物をリノベーションして数億円もかかったそうです。この古い14階建てのビルを、これから10年も20年もそのマンションを生かそうとしてるんですね。



ストック型社会への転換っていうのは、そういうことでございます。基本的には建物等の長寿命化を図ろうと。橋もそうですし、道路もそうです。大きな公共建築物もそうですね。新しい社会インフラをばんばん建てて壊しましょうという世界はもうなかなか期待できないよという話でございます。

次にこちらで掲げたのが環境制約ですね。皆さまがどこまで信頼するか、低炭素化したら本当に温暖化が止まるかということに関してはトランプさんのように懐疑的な主張もあります。とはいっても、いわゆるCO₂発生量の削減っていうのは、もうこれはわが国の国是なんです。それがいい悪いという話ではなくて、その実現というものはいろんな側面で制度的にも社会的にも求められていくことになってまいります。あらかじめ申し上げますけれども、これは別に産廃業にとって決して悪いことばかりではないんです。

それこそ焼却というのが、かつては大きな悪者でした。それが東日本大震災、あのときに電力不足という

のがあって以来、なぜかバイオマス発電とか呼ばれるようになりまして、焼却炉からのエネルギー回収に対する世の中全体の期待がどんどん高まってるんですね。ですから、低炭素化っていうのは苦しいことばかりじゃなくて、実は環境産業であるこの産業廃棄物処理業にとってチャンスかもしれないということも含めて申し上げております。

もう1つは資源制約です。わが国は人口がばんばん減っちゃってます。これからずっと減るでしょう。いわゆる「すでに起きた未来」と言われる部分で、これだけは変わりようがありません。ただし、世界的に見れば、資源を大量に使う中間層と言われる人たちが、ものすごい勢いで増えてるんですね。皆さまがニュースや新聞でご覧になられるとおりです。中国には私も10年前ぐらいまではよく行ってましたけれど、10年前の中国と今の中国はまったく違います。東南アジアもそうです。もう不思議なくらいに大きな建物がばんばん建っている。そんな中、中間層が育っていて車も持っている。皆が中間層の生活を送るのに必要な資源の量というのはどんどん増えていきます。

ただし、「資源の価格がどんどん上がって行くから、今からどんどんリサイクルはもうかるんだ」みたいなことを簡単に言えるかっていうと、そうじゃないんですね。それこそ鉄スクラップで考えてみてください。私が仲のいい業者さんは、例えば去年の春とか、泣きそうな顔をしていました、「うちはもう駄目だ」と。そのころの鉄スクラップ価格は1万6000円だったんですね。今は3万2000円を超えています。そうすると急に元気になっちゃいますが、これはあくまで短期変動の話です。ただ、中長期で見た場合ということで言うと、これは確実に資源制約というのはどんどん厳しくなっていくということを忘れてはならない。それがいつかビジネスになる。その証拠として、先ほども控室で関係者の皆さまとお話していたんですけども、平成12年から22年度までですか、産廃の発生量って4億トンくらいで変わっていません。発生量が変わらないって何かって言うと、本来はマーケット規模が変わらないってことなんですね。別に焼却の処分費が上がってるわけでも、収集運搬単価が上がってるわけでもないですから。

それなのにその間に許可を持ってる事業者数は急速に増えました。これは環境省の統計でいくと、実は事業所数で見ても2倍になったんですね。同じ量のマーケット、一定規模のマーケットなのにそこに入ってくる事業者さんの数が倍になって、それが食べていけちゃ

うってというのはなぜか。その答えを定量的に分析することはできませんけれども、やはりリサイクルなんですね。リサイクルというのは何かと言うと、廃棄物のサプライチェーンが延びるという意味です。同じ発生量でもリサイクルのために分別をしてみたり、分別収集が出てきたり、さらにはその処分をしたうえで出てきたものをもう1回使う。要はそのサプライチェーン自体が長くなり、枝分かれする。そのプロセスのなかで新しい参入者を吸収してきたと。そうしてこの産業廃棄物処理業界というのはさらに成長してきたというのが実態だと考えております。

それで5つ目に挙げた動向がSDGsです。これは持続可能な発展に向けたゴールを意味しています。お笑いタレントのピコ太郎くんが国連で歌いながら踊ってたやつですね。これもきっちりと産業廃棄物処理業界とリンクをしている話ということになります。要は循環利用の重要性、これは日本はある意味で先進国ということが言えるかと思うのですが、そんなことを進めていかなければならないよというような圧力が日本国だけじゃなくて、世界中の大きな国で増していくと。結果的にESG投資という言い方もしますが、上場企業というのは世間の目に敏感ですから、そのあたりにお金を掛けてもきちんと処理をしている姿をグローバルに見せていくことの重要性がさらに高まっていくということです。

一番分かりやすいのが、ヨーロッパのNPOであるCDPの事例です。要は低炭素化にどれだけ取り組んでるのかを指標化したうえで、これをランキングしています、NPOが。そこに評価されるために日本の上場企業も今、お金を掛けてコンサルに支援を受けながら必死になって取り組んでいますし、そうした流れっていうのは更に加速しているということになります。

産廃業の振興に向けた示唆をまとめますと、人口減少というのは生産年齢人口、製品等の需要が減少すること。顕在化する労働力不足に対応するための生産性向上を産廃業者は考えていかなければいけない。ストック型社会への転換ですが、再生材の需給ギャップと建設廃棄物の再生利用用途の拡大、ストックの蓄積などによる中長期的な廃棄物発生量の減少といった影響が出てくるだろうと。

環境制約について、収集運搬・処分においても低炭素化が求められるでしょう。新素材等の処理に関する技術・体制の確立も求められていくでしょう。資源制約に関しては再資源化率の向上、これが確実に求められます。併せて資源価格変動等に備えた経営基盤の

強化、これはさらに重要になってくるでしょう。最後にCSR調達、サプライチェーン管理というような言い方をしましたけれども、先ほど申し上げたSDGsといったような大きなマクロトレンドを踏まえて、これまでは事業活動とCSRという分け方を一般企業の間ではしていたんですけど、これをどうやってマージしていくかが重要になります。要は昔のメセナ的なものではなくて、CSR活動的なところで利潤も上げていく。そんな方策を考えていく社会になっていくということでございます。

「議論に込められた含意と検討会のメッセージ」、カッコして「話者の解釈」と言っているのは、私の解釈として、ここまでの各スライドで本来言いたいことはこれだけだということを取りまとめたものです。

人口減少およびストック型社会への転換が廃棄物発生量の減少をもたらす可能性が高い。手をこまねていけばマーケット全体が縮小するというところがございます。それでも産業廃棄物処理業が新たな付加価値を見出すチャンスはあって、ピンチばかりじゃないよと。社会全体で見れば、より高度な視点から処理業者を選別する気運は高まっていくことが期待できます。処理費が安ければ勝つという世界、今もそういう世界が続いているといえは続いているんですけど、いつまでもそうではありません。私の解釈では、クライアントである排出事業者ニーズに応じた事業の高度化に挑んでいくべきときが来ているということがございます。

次に産廃業の取り組み動向というところに移らせていただきます。こちらはマクロの視点とミクロの視点が双方あるということですが、多くは申し上げません。左手にお示ししてまますのは最終処分量で、これは見事に減りました。6万7000トンあったものが1万トンへと、20年間で約85%減っています。その分がどうなるかと言えばリサイクルされるようになりました。結果、リサイクル率というのがばんばん上がっているということでございます。リサイクルのほうが最終処分よりも、要はその関係する人たち全員にとっての付加価値の総和は高いということは、お分かりいただけるかと思えます。

次にお示ししたのが、不法投棄の件数等です。発生件数はどんどん減っています。ただ、この統計を見るといつも頭来るのは、排出事業者の方々が直接不法投棄してる件数も、この内訳に入ってるんです。世間では処分業が悪いとか、収運業が悪いことをやったとかいうふうに捉えられがちですけども、産廃業限って

言うなら更に減少傾向にあるというのは間違いないということです。

次、冒頭11万者というふうに申し上げました産廃業の構造です。11万者というのは単純に許可を持ってる人たちの数ということになります。もちろん建設業だとか運送業だとか、「許可を一応取っとこうよ」という人たちも含まれています。アクティブ数というような表現をさせていただいてますけれども、実際に許可を使って1年以内に活動したことがある人っていうかたちでアンケートを取ったら、約6万4000者になります。これでもまだラーメン屋より多いです。

ただ、産廃処理で食べている人たち、会社として産廃許可を使った業務が半分を超える人たちってどれくらいかっていう話をすると、全国で1万2000者になります。正直言ってこの振興方策のターゲットとしているのはこの1万2000者かもしれません。

更に国の優良認定制度で優良認定を受けている人たちに絞ると1100者くらい、本業の方々全体の10分の1くらいということになっています。昨今、業界関係者の方々とお話をしているのは、少なくとも今の優良認定基準を許可基準にしてしまって、この1万2000者が全部そこに入れるくらいにすべきなんだと。本当は優良認定って言うんだったら、その+アルファの取り組みをして人たちの絞り込みをかけて、そこには制度的な優遇をつくる。そんなことまで含めて考えなきゃいかんんじゃないかしらん、というような議論もいろんなところで進んでいます。

次に、産廃業界っていうのは、ざくって言うてしまうと5.3兆円規模の業界ということになります。日本のGDPをざくっと答えちゃうと約500兆円です。要はこの国の経済全体のうちの1.1%以上が産廃業によって占められていると。1.1%って大きいのか小さいのかっていう議論はありますけれども、少なくともそれだけの規模はあるんです。これは排出事業者を支えるという意味だけではなくて、この日本全体の100分の1以上の人々が、これを元に食べていると言っても間違いなんでしょう。それくらい、いわゆる産業としての重要性はあるということですね。

ただ、例えば電力業界は自由化されました。そのときに騒ぎになったのが、14兆円ともいわれる電力小売市場の市場規模ですね。とは言っても、産廃業でも5.2兆円あるのでさほど大きく変わりません。にもかかわらず、電力業界というのは昔からすごい偉そうな顔をしてました。なぜかと言ったら、10社しかなかったからなんですね。その14兆円というような規模の市

場が10社の寡占状況にあったからです。

一方、われらが産廃業界はいかがでしょう。何と言っても個社当りの規模が小さいです。収運業のみの場合の平均従業員数って9人です。中間処理だけやっている人たちの場合で20人、最終処分9人、中間処理と最終処分、これを両方やっているところでも29人というのがアンケート結果から明らかになっています。では、売り上げはどうかということで見ると、収運業のみの場合には、平均で1億6267万円。イメージとしては車3台持っているかなみたいな感じですね。中間処理を持っていても4億円程度、最終処分場で3億円程度、もちろんこれは安定型が入ってるからですけど。中間処理と最終処分を合わせて6億7000万円程度というのが平均的な規模になります。要は1社1社の売上が少ないんです。

大きい企業もなくはありません。古いデータでエコシステムジャパンというのはDOWAさんのリサイクル分野の子会社です。ここが一番になっていますが、実はDOWAグループの決算短信ベースで見ると、廃棄物処理・リサイクル分野の売り上げっていうのは約1000億円です。これが日本で一番大きいレベルということになります。2番目にダイセキ、3番目に大栄環境が挙がってますけれども、これはいずれも企業単体のところでごさいます。昨年度の実績で言うと、実は両社ともグループでは500億円を売り上げるというレベルにまで現状としては来ております。

そういった話を聞くと、結構で大きいじゃないかと感じるかもしれませんが、海外と比べてどうなのかということで見えていきますと、大手10社を全部足したもののというのが、この右手の図の右下のところ。国内売上高10社の合計というものを、これは1759億円。要は1700億円くらいですか。そんなレベルなんです。ウェイト・マネジメント (Waste Management) が1兆6000億円、ヴェオリア (Veolia) は廃棄物分野だけでも1兆1000億円というような規模に達しております。従いまして、世界的に見ても日本国内の産業廃棄物処理業というのは、決して大きくないですね。そんななかでも各社さま、最近は積極的な取り組みをどんどん拡大してらっしゃいます。

実はこの検討会開催に伴い、過去10年の環境新聞と循環経済新聞の記事を改めて検証しました。面白いものを全部リストアップして年表化したうえで因数分解をして、産廃業者さんが個別に取り組んでいる内容っていうことはどういうタイプがあるのということで整理をしたのがこちらの図ということになります。事業基

盤の強化・拡大、企業連携・業務提携・M&A、マーケット拡大、地域との共生、人材育成・確保、CSR活動。こんな視点で各社さまが取り組みを強化して、その先進事例というのをピックアップして、いくような作業をいたしました。

この2段目の業務提携というところで事例がございますね。この会場にもいらっしゃるある会社さんですが、トータルソリューション提供を見据えた営業部門の統合ですとか。こんなことを少し前まではまったく考えられなかったんですけど、今や全国的にも話題になっているような事例です。そうしたかたちで各社さまが従来の産廃業、自分たちのテリトリー以上のことをやらないというところから離れて、新しい取り組みを進めていることがわかります。

次に排出事業者側および産廃処理業界の取り組み方針ということです。排出事業者はばんばん減らしていかなきゃと、リサイクル率を上げなきゃと。最終処分量の削減っていうのはあつという間に達成してしまったので、その見直しを現在かけている最中です。もちろん彼らとしても、特に大手の企業ですけども、野心的な目標を設定しないと世界的に評価がされず、株価にも影響が出かねないということになります。

こちらの表にお示ししているのは、全産連さんがタスクフォース会合のアウトプットとして、去年の段階で提示をした低炭素化目標です。2020年度までにプラスマイナスゼロだけど、30年度までに会員企業による排出量を10%減らしましょうと。ついでには2030年度までに収運業の燃費、これを10%改善しましょうと。中間処理にあたっては、発電量を倍にして熱利用量を倍にしましょうというような野心的な目標が立っています。

ここまでマクロ的に見た産廃業のこれまでの取り組みと、ミクロレベルで見た先進的な取り組みの話をしていただきました。この議論に込められた含意として、産廃業は裾野が広い産業としてわが国の経済全体からも存在感のある産業規模を持っている。ただし、主業者だけで見ても1万2000件程度ということで、平均的な事業者の規模は小さい。ただし、大手は独自の事業戦略を立てつつ、その規模を拡大しており、地域ごとのすみ分けを前提とした収集運搬、焼却、最終処分という単純な業界構造は変貌しつつあるということかと存じます。私、6月に全産連の石井会長と対談をして『日経エコロジー』のなかでいろんなこの振興方策の話も含めてさせていただいたんですけど、皆さんを支えていかなければいけない立場の石井会長で

さえ、競争と淘汰というようなところに関しては避けがたいというようなメッセージをお示しになられています。

取りあえず従来のかたちでのすみ分けのなかでやっていける時代は終わっていくよということで、競争と淘汰の本格化は不可避であると。受け手としての廃棄物処分から創り手としての資源とエネルギーを創造する業界への転換を積極的に図っていく必要があるし、それに成功した人たちが成功して、生き残って、さらに規模も増して、いい産業にしていくという思いも込められています。

次に産業廃棄物処理業の課題解決に向けた事業戦略というところに入らせていただきます。去年、振興財団さんが持っている優良認定事業者向けのデータベースです。そこを活用してアンケートのメーリングリストがありましたので、ウェブアンケートをやらせていただきました。その結果として出ているのがこちらということになってまいります。

これの左側にあるのが産廃業界の課題認識ということで、「同業者としての競争が激しいこと」が1位になっています。競争が激しいのはどこの業界でも同じなので、あまり重要な話ではありません。ただ2番目、「人材の確保が難しいこと」、3番目に「廃棄物等の発生量等が減少していること」、4番目に「技術力を維持・継承すること」というのが挙がっています。これはそれぞれ非常に重要な話になります。



廃棄物の発生量が減っていると答えている人っていうのは、おそらく本当に従来型の中間処理、要は焼却、埋め立てだけをやっている人です。なぜなら統計的に見ても全国的に見ても産廃の発生量は減っていません。廃棄物の発生量自体が減っているのではなく、廃棄物として従来型の処分されるものというのが減っている。すなわち、それにこだわってる人たちは今困っていて

オーナーによる家族経営、業界内部のすみ分け、経済成長に伴う自然な収益拡大、中小零細企業主体の業界構造、などに守られてきたと。ただ、先ほど申し上げたようなリスクが生じている中、これを放っておいてしますといわゆる「ゆでガエルシナリオ」というところに陥ってしまうよねというメッセージを示しています。ゆでガエルというのは、コンサル屋が大好きなキーワードですが、要は熱湯にぽんとカエルを入れても熱いっていつて飛び出るからそのカエルは死なないんだけど、ゆっくり水から温めていくと気持ちよく死んでいくって例えです。そんなことにならないために何をしなきゃいけないかというのが、この振興方策の結論です。企業としての成長と底上げを図っていかねばならないよねと。その取り組みの先行事例というのは、先ほど申し上げたこの5つの区分のなかですでにやってる人たちはやっていますという図も示しています。

振興方策、そのキーワード、単純に言うと、成長と底上げということになります。成長しないとそもそも底上げ現象は確保できません。成長して利益を上げることによって始めて従業員に対する待遇もよくしていくことができますし、底上げを図るための投資ができることになります。逆に底上げによる成長基盤の確立、これも欠かすことはできません。底上げをしていかなければ、取りあえず目の利益が生まれたとしても、結局は足をすくわれるという結果になりますので、これを上手なサイクルで回していきましょうというのが、この振興方策の肝になってまいります。

産業廃棄物処理業が挑むべき事業戦略の方向性ということで、成長と底上げの具体例も示しています。これは1社のなかで全てやれという話では必ずしもありません。身の回りでできることを1つ1つやっていく。それを心掛けることによって業界のメンバー全体の底上げを図っていくことができます。ただ、成長というのは主にトップランナーに求められている役割なんですね。トップランナーと言えるような企業、そんな企業はばんばん後押ししていこう。それによってこの業界そのものの全体のレベルが上がっていくということも含めた記載でございませう。環境省ホームページに掲載されている本編のなかには、この取り組みの方向性1つ1つに対しての文言が盛り込まれています。お時間があれば、ぜひそちらのほうもご覧いただければと思います。

まとめとして、まずは外部環境の変化は明確であり、適正な評価軸が欠如したままでは安直な価格競争に陥

るリスクが否めない。これを変えていきたいと思いますというのが1つです。3K職場からの脱却が喫緊の課題だというものははっきりしています。「悪貨が良貨を駆逐する業界」への後戻りを避ける。後戻りを避けるためには業界全体の将来像を示したうえで、個社に対してもさらなる成長と進化を促しましょう。業界全体が成長と底上げの両立を目指すべきであり、自社の強みと弱みを見極めつつ、独自の事業戦略にのっとった取り組みを通じて家業からの脱却を図ってください、というのが皆さま産廃業者さまに対するこちらの振興方策からのメッセージです。

時間もなくなってまいりました。最後に振興方策ということで、これは委員会で走りながら考えた結論なのですが、産廃業者さんには自分たちの事業戦略を立てて正しい方向に向かってどんどん成長と底上げを図っていただく一方、振興方策はステークホルダーにとっての役割という整理を行いました。

産廃業の発展への期待ということで、そもそもの排出者が処理責任を全うするための役割を果たすということに加え、今度は環境ビジネスとしての確立だとか、成長産業としての競争力強化、グリーンイノベーションの推進ということまで求められている。

もっと言うと、地域産業としてのニーズに添えていくことも重要である。地域のなかで地域と共生をしていく産業でなければならない。域内処理の原則うんぬんは別として、例えば施設を立地するというようなかたちになれば、どうしてもその地域へのリターンというのが求められます。それは金銭面の話だけではなくて雇用をつくったり、あとは皆さまにとって共生できるような環境を作ったりすることも含めてということになります。そういったことに前向きに取り組む産廃業者を応援してやろうという想いを込めたのが、こちらの図になります。

次に振興方策の柱でございませう。上に示しているのが、成長と底上げの両立を目指す産廃業者の事業戦略であり、こちらは先ほどご説明したもので。これに対して社会インフラとしての産業廃棄物処理業を後押しする振興方策の柱というのを準備しました。この柱を支える、担うのは、周辺ステークホルダーの役割というたて付けになっております。具体的な柱としては、先進的優良企業の育成と普及拡大であり、排出事業者の意識の向上であり、意欲ある企業の支援体制整備、さらには優良先進事例のPR、情報発信を掲げています。

事業者さまが取り組んでいるのが、大外にある太枠

ということになります。そこに対して成長に資する振興方策の柱と、底上げに資する振興方策の柱、これを関係の皆さまが果たしていくことによって適正な評価軸の設定による良貨が悪貨を駆逐する競争環境整備が可能となる。さらには就労環境の改善と人材育成による業としての魅力の向上を図っていくことができるだろう。そうやって初めてこの産業廃棄物処理業が持続的な発展を遂げることができるということです。

具体的な振興方策の事例については、表中をご覧くださいただければと思います。ちょっと奥歯に物が挟まったような表現ぶりというのもあったりしますが、勘のいい方が行間を読んでいただければ、どんなことを言いたいのかということがお分かりいただけるものと思います。赤字でお示ししていますのは、もう先行して進むことが決まっております優良認定の見直しへの対応です。

最後に、話者からのメッセージというふうに書きましたが、委員会からのメッセージだと思ってください。産廃処理業は本来ミッションに加えて新たな処理高度化ニーズ、これに応えたいうえて地域産業としてさらに

発展していく必要があるということで、これが前提です。おそらく他の業界の人も含めて誰も否定はできません。ただ、ステークホルダーもその産業としての重要性を十分に理解したうえで意識転換と支援に努める必要があると。皆さまの側から過大なご期待はすることができるかどうかというのは別として、機運というのは明確に高まっているということが言えます。振興方策に示された自らの役割を果たすための具体的な取り組みを推進すべきというのは、地方公共団体であり、業界団体であり、排出事業者であり、地域住民、こうしたステークホルダーに対するメッセージとなります。

検討会は4回開催されましたが、委員の皆さまのお話になられていたこと、これを一言でまとめますと、「資源循環型社会を支える重要な産業としての本格的な成長と底上げを図るべきときは今である」ということ、これがこの振興方策が掲げる最も重要なメッセージだということをご理解たまわれればと思います。

若干お時間を超過しました。申し訳ございません。以上をもちまして終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。



「欧州のサーキュラーエコノミーと 日本の廃棄物処理業の課題」

喜多川 和典 氏 (公益財団法人日本生産性本部 エコ・マネジメント・センター長)



ただ今ご紹介をいただきました日本生産性本部、喜多川でございます。本日はこのような盛大な場に旧知の友人である林さんと一緒に講師としてお招きをいただきましたことを心より感謝申し上げます。

林さんのほうのお話も産廃業という業界の成長発展と、あるいは振興ということについての話で締めくくられておりましたけれども、私がこれからお話ししようとするヨーロッパのサーキュラーエコノミーと呼ばれる政策もまた同じようなことを目的とした政策として大々的に打ち上げられている政策であると思えることができるのだと思います。

サーキュラーエコノミーというのをお聞きになった方がもしいらしたら、下敷きのような紙のブルーのほうを見せていただくとありがたいと思いますが、いかがでしょうか。結構、ご存じな方はいらっしゃるんですね。全員挙げてくださってはいないですが、かなりブルーも目立ったなと思います。これで、少し私も気分が楽になりました。本日のテーマは「欧州のサーキュラーエコノミーと日本の廃棄物処理業の課題」ですが、自分で言うのもなんですが、なかなかチャレンジングなテーマだと思います。

最初の講師である林さんのお話を聴きながら、確かに日本の廃棄物処理業もいろいろなかたちで伸びていくことを使命として負っていく、また頑張っていかなきゃいけないというふうに思うのですけれども、ヨーロッパの市場とか、あるいは制度の環境と比べると、どうしても日本がそうした意味で厳しい環境に置かれ

ているかなど、つついそう思ってしまい、これは私のいけないところかなとも思うのですが、何で私がそんなことについて感じるようなところがあるのかということ、を少し共有していただくというのが、ある意味、今後の展開・発展の意味においても何かの参考に、あるいは役立つ情報として考えていただくことができれと思います、今日は話をさせていただきたいというふうに思います。

ヨーロッパでは今サーキュラーエコノミーを提唱していますけれども、最初からサーキュラーエコノミーということを使い始めたわけではなくて、やはりそのサーキュラーエコノミーに至る経緯というものがありました。その1つの大きなきっかけとなったことを、最初に話したく思います。

それは何かというと、ここに書いてある拡大生産者責任です。拡大生産者責任ということをご存じではないという方は赤の紙をちょっと示していただけますか。なるほど、やっぱり少しいらっしゃるんですね。分かりました。聞いておいてよかったと思います。

どういうものかという、容器包装リサイクル法とか、家電リサイクル法、自動車リサイクル法といったような法律、「各リサイクル法」なんて言葉をよく使いますが、そういった法律は何をベースにつくられたかということ、拡大生産者責任というコンセプトであります。

それはどういうものかということになりますと、生産者、つまり、製品をつくる事業者であります。製造業者と言ってもいいのですが、所謂メーカーですね。そういった企業の責任範囲というのは、かつては製品を生産、あるいは流通、あるいはお客さまに届けた後、その消費者が使っている段階までは、多かれ少なかれ責任があった。

製品の製造段階では公害を防止したり、安全管理であるとか、自分たちのその工場から出てくる廃棄物の管理とか、そういうことは当然責任があります。それから消費者に関しても、それを正しく使って事故が起きたというようなことになれば、PL法とかそういう絡みの安全性に関わる問題、そういうところに関して

責任がありました。廃棄物になった後の段階は、基本的に生産者に責任がなかったわけでありです。

それは、普通自治体とか、そういうところに収集と処理の責任があった。そこまで広げたことで「拡大された生産者責任」、EPRとも言います。つまり、Extended Producer Responsibilityという英語の頭文字を取りましてEPRというふう呼びます。この拡大生産者責任というもの、実はヨーロッパのこうした廃棄物処理業の皆さま方のマーケットを恐ろしく広げて成長するきっかけになったという事実があります。

1つ例を挙げると、ドイツの例で説明しますが、ドイツが最初にこの拡大生産者責任を世界で初めて採用した国です。1991年に容器包装令という法律が始まり、DSDと呼ばれる、日本で言うところの容器包装リサイクル協会が発足します。

この当時、まだ容器のリサイクル率は非常に低く、52%ぐらいしかなかった。これが発足して法律が動き始めると、どんどんリサイクル率は上がりまして、97年ごろには86%ぐらいまで来ます。最初のころはいろんな障害が起りまして、DSDがつぶれてしまうんじゃないか、うまくいかないんじゃないかという話もありましたけれども、やっと軌道に乗ってきて、リサイクル率が伸びてきたという状況になってきます。

この当時の政策のベクトルというのは、外部経済を内部化する。つまり自治体が背負っているいろいろな経済コストを民間の経済のなかにしっかりと入れ込んでいまいしょうということです。そういうときに新しいDSDをつくって、日本でも容器包装リサイクル協会をつくったように、そこに集中させて責任を、権限をそこに集中させながら、みんなで力を合わせて相互扶助でやっていまいしょうという合意の下で進めた。その代わりに、DSDの独占を容認しましよというこでやったわけでありです。

でも、このときからすでに、ドイツ連邦環境省に、私が行ったときに聞いた話は、この生産者責任というのは、自治体の廃棄物独占を自治体から引っぺがすことだと担当者は私に明言しました。そしてなおかつ、そこで新しく民間がこういうことに取り組むことで、新しい技術をどんどん開発して身に付けるだろう。それが世界中に行き渡ることだというふうに私に言いました。そのときの言葉を今も忘れないです。なぜなら、そういうことを聞きに行くつもりは全然なく、そういうことを聞かされたっていうことで驚いたからです。

そしたら、まさにその後、そのとおりの出来事が起こりました。DSDは民営化され、同時にDSDの独

占はなくなったしまいました。うまく行き始めたところでいきなり、競争原理を導入し、競合他社の参入を認めるとなったわけです。そして、私はドイツのDSDを訪ねました。そして、「こんなことをしたら、せっかくうまくいっているものがうまくいなくなるのではないか。容器包装のリサイクルが頓挫してしまうってことはないのですか」と尋ねると、「そういう心配はあるかもしれないが、新しい環境の下でやらざるを得ない」との返事。

DSDが民営化されるのと同時に、もうその頃のヨーロッパにはDSDに対抗できるくらいの企業が複数ヨーロッパの域内に育っておりましたので、複数の競合他社が参入をして来ます。DSDはあくまで1つの民間企業となり、間もなくすると、米国の投資会社KKRがDSDを完全に買収してしまいました。

つまりドイツ政府は、リサイクル産業が自立していくという方針位政策のベクトルをきっちりと変えてしまったわけです。この政策は荒療治だったかもしれませんが、結果としては、ヨーロッパに国際競争力のあるリサイクル産業が育つ基盤ができました。もうドイツだけでなく、全世界に向けて羽ばたく企業へと成長する滑走路が設けられたわけです。それをしたのがEPR、拡大生産者責任ということです。

ですから、そのころの状況というのは、ヨーロッパにおいてとんでもない戦国時代のような状況が生まれまして、毎月のようにどこかがどこかを食っていくというような、すごい勢い業界再編が続きました。これは、2006年の当時、私とそのいろいろな情報誌を調べ、どういう買収があったかを整理した表ですが、2006年から2007年にかけて廃棄物分野の合併・買収がこのように盛んに動きました。

この調べた期間だけでも、125億ユーロ、1.5兆円ぐらいの金がこのわずかな期間だけで、M&Aのために動くという状況でした。そういったところで育ってきた企業は、さっき林さんの話でも紹介がありましたが、ヴェオリアはじめ、スエズ、レモンディス、アルバといったような廃棄物分野の企業が大規模な企業へと成長しました。

その例として、具体例としてアルバグループのインターセロという企業の数字が拾えましたのでお示しします。91年のDSDが設立したと同じ年に、このインターセロが誕生しますが、ドイツのケルンの会社です。DSDの本社と同じ場所です。そして容り法に基づいて、こちらは個人から出てくる容器廃棄物ではなくて、流通絡みのところの容器廃棄物を収集・リサイクルす

る業務を始めました。ヨーロッパの容器包包装リサイクル法では家庭から出てくるものだけではなく、スーパーやマクドナルドとかそういうところから出てくる流通プロセスのところから出てくる段ボール箱なども含めた「容器」にもリサイクル法が適用されるため、その分野のリサイクルにこの会社は参入をしたわけがあります。

その後、94年には鉄とかスクラップの分野にも進出してきて、事業エリアをドイツだけでなくオランダとか、あるいは香港、米国、スロベニア、ポーランド、クロアチア等の国々にも展開を図っていきました。スロベニア、ポーランド、クロアチアあたりは、容器協会そのものをつくるようなかたちで参入しています。

98年にはドイツの株式市場で上場ということになるのですが、上場後の株価は、2010年までの10年間に最も値上がりした株の1つ、約4.5倍強の値上がりをしているというようなことでありまして。2010年にはテュフラインランドという、認証機関から、持続可能な企業に関わる9つのカテゴリーで最優秀賞を取るような会社に育っております。実際にどのように業績が伸びたかということを見れば、設立当初から見ると、こんなような勢いで伸びたわけでありまして。

具体的にいうと、10年そこそこで20億ユーロくらいまで規模に最初のゼロから伸びてきた。円でいうと2400億ぐらいの規模となり、従業員数も2000人ぐらいまで拡大をするというような、破竹の勢いで伸びたということですが、こういう企業がけっこうたくさんありました。

こういったことを通してEUの制度というものはリサイクル業、循環型産業というものの成長を支えるべく、いろいろと法制度を見直ししていきます。

特に一番画期的だったのは、この2008年の廃棄物枠組み指令と呼ばれるものの改正ということがございました。この法律では、2020年までの法的拘束力のある目標値について、家庭系廃棄物の材料リサイクルだけで50%以上にしなさいということを行っています。つまり容器包装だけではないのです。家庭から出てくるゴミすべて。それを紙、ガラス、金属、プラスチック、これらについて全てのカテゴリーごとに50%以上の材料リサイクルをしなさい。サーマルリサイクルしても燃やしたらこの数値に入らないのです。

また、この法律のなかではいろいろと規制緩和がなされておりますが、ヨーロッパの廃棄物のカテゴリーは日本と違います。日本ではまず産業廃棄物と一般廃棄物というところで最初に分ける。ヨーロッパの場合

は、基本的には有害な廃棄物と無害な廃棄物に最初に分けます。その後、それぞれのカテゴリーのなかに「処分するのか、リサイクルするのか、どちらかに分けなさい」となります。つまり、処分廃棄物と利用廃棄物のいずれかに分けるのです。そして、規制による監視の強さというものは、この図の下から上に向かって高いですね。有害な廃棄物で埋立て処分するとなると、非常に厳しいです。

しかし、無害な廃棄物でリサイクルしますよって言ったなら、もうほとんど規制はありません。マニフェスト情報は付けなきゃいけないのですが、伝票を付けて送る以外は何もない場合がほとんどです。

この分野では廃棄物処理の免許もありません。極端なことを言えば、誰かが手を挙げて、「あしたから廃棄物持って来てね、私たちリサイクルするから」って言ったら、その日からリサイクルを始めることができるような状況であります。ですので、新しい技術ができた。これでもってプラスチックのリサイクルはばっちりだと。自分たちのところへもってこいって思ったら、次の日からそのビジネスを始められる。

ただし、廃棄物管理の優先順位は非常に厳しいです。必ず、この順番で見なきゃいけない。一番上が予防、preventionと呼ばれるものです。これは廃棄物の発生抑制という意味に近いとは思いますが、正確に言うと概念的には違います。違いますが、それを説明すると、それだけで30分ぐらい取ってしまうので話しませんが、最初にあるのが予防、preventionです。

そして2つ目がリユースですが、これも日本ではリデュース、リユース、リサイクルって言って、リユースしか言わないですけれども、リユースとだけでは言わない。Preparation for reuseと言います。「再使用するための準備」、つまり、何かが戻ってきた。汚れている、ちょっと壊れている、そういうところを直せばもう1回再使用できる。それなら、ちょっと直してもう1回再使用しなさいということです。つまり戻ってきただけの状態ですぐ使えるとは限らないんだから、何か少しは手を掛けなさいよと。手を掛けて使えるのなら、もう1回使いなさいということです。これも「廃棄物に関わるオペレーション」の1つと見なしています。

つまり、リユース品をするようなリサイクル業者は街のなかにいっぱいありますが、古着や中古家電とか、ああいうものもある意味、廃棄物の規制のなかで一緒に管理しようとしたら管理できるように廃棄物法の体系を作っているというふうに理解をしていいと思いま

す。次にリサイクルですが、さっき言ったようにこのリサイクルにはサーマルは入らないです。材料リサイクルしか入らない。

そして他のリカバリーというのがありますが、このなかにはエネルギーリカバリーとか、他のリカバリーと言いながら、「エネルギーリカバリー以外の何があるの」って聞かれると、あまりないので、一応、言葉として、「他のリカバリー」となっています。

そして最後が処分とこういう順番なのですが、この順番は決して漠然としているわけではありません。廃棄物が発生したら、発生した廃棄物を必ずこの順番でチェックしていかなくちゃいけない。まずは、材料リサイクルはできますかと、ごみの1つずつで見えていく。やって来る廃棄物すべて、細々とした廃棄物を1つずつ見えていく。紙くずなら紙くずをチェックして「これはリサイクルできますか」、一片のプラスチックを見て「はい、これはリサイクルできますか」と、1つずつ見なくちゃいけない、これが基本です。

ごみ箱全体でどうこうっていうような話ではない。1つずつ見なくちゃいけない。1つずつ見て「リサイクルできますか」。できなかつたら、「じゃあ次は、エネルギーリカバリーできますか」。エネルギーリカバリーができなければ、焼却・処分と段階別でチェックする。そしてそれもできなかつたら、「それは有機物ですか。燃やせますか」。

段階別に1つずつやらなくちゃいけないということを実現するのが、ソーティングプラントってやつです。つまり、ソーティングプラントを通した後じゃないと、焼却炉に持っていけない、ボイラーにも持っていけない。もし、ソーティング処理を通らないでいきなりボイラーにきました。そこでエネルギー回収をしていますよと言ってもそれは認められないとの考えが基本にあります。

実際に法律的にもいくつかの国はそうしています。つまり、いきなりボイラーに持ってきましたなら、それは「ディスポーザブル、つまり処分」になってしまう。ですから、ソーティングプラントを通すと、リサイクル可能なごみと可能じゃないごみに分かれます。可能じゃないものはエネルギーリカバリーに持って行っていい。ソーティングプラントが「もう利用できない」と判別したものだけ焼却したり、埋め立てしても構わないということになるのですが、そういうソーティングプラントっていうのはすでにヨーロッパにたくさんあります。

そういったプラントの一般的な処理プロセスという

ものをこの図で示しています。例えば家庭から出てくる廃棄物が、袋に入ってくるのであれば、その袋を破いて回転篩（かいてんぶるい）とか、バリスティックセパレーター、これは比重選別的な処理です。さらに、破碎処理して風力選別し、磁選をして、さらに光学式の選別機で3D解析によってどれぐらいの割合でプラスチックなら同じ成分を持っているかによって、識別結果に基づきエアガンで選別するというようなことをやっています。

そしてそれぞれの材料ごとに梱包し、アウトプットしてリサイクラーに渡す。つまり、これはドイツのライプチヒ市の都市ごみですけども、こういった山が送られて来る。

だいたいこういったソーティングプラントが現在、ヨーロッパには1200基くらいあると言われていています。ただ、さっきお話したような「廃棄物枠組み指令」と呼ばれる法律で、ヨーロッパ全域にわたって50%とか65%といったような材料リサイクルをやっとなさなくちゃいけないとなると、かつてからEUに加盟していた西側の国々においては、こういったソーティングプラントも整備済み地域が多いですが、中央あるいは東側のヨーロッパになりますと、こういうものがまだ少ないということなので、さらに700基から800基、ヨーロッパ全域で2000基くらいこういうものがないと、法の要件を満たすだけのリサイクルの体制が整わないということですよ。

それは逆に言うと、こういったソーティングプラントは、欧州でも自治体はほとんど持っていません。逆に言うと、ヨーロッパのなかで焼却炉と埋立処分場は、民間の団体はほとんど持っていません。ソーティングのほうは全部民間、焼却・埋立のほうはほぼ全部が自治体というふうに分けられていますから、まさに焼却・埋立が減ってソーティングのほうにごみがあれば来るほど民間処理業者のマーケット・売上は拡大し、潤っていくというようなことになるということです。

この図には、ドラム処理だとか、バリスティックの処理だとか、写真でお見せしたほうがよろしいだろうということで示していますが、これは紙パックを光学式の選別機が選別しているプロセス。最終的には、プラスチックはPE、PP、PS、ABS等に分けられて出て来ます。それらは最終的に、それぞれ梱包され、リサイクラーのところいき、最終的にこうした再生ペレットができあがるというような処理がなされます。

ヨーロッパは基本的にリサイクルと言ったとき、プラスチックにフォーカスします。なぜなら、ソーティ

ングプラントは、プラスチックの選別もできますが、それと同時に紙とかスチールも当然分けるわけです。このプラントのなかで一緒に選別されます。

そこでプラスチックに焦点を当てるっていうのは、人の目ではなかなかプラスチックについては細かな選別は難しいですね。光学式の選別機というものを使ったほうが最終的には細かく選別できるというので、プラスチックに焦点を当てておくと、結果としてほかのものもリサイクル率が大きく伸びるということになります。したがって、欧州の政策ではプラスチックに焦点を当てるかたちとなります。

以上の話からすると、ヨーロッパのリサイクルが何もかもうまくいっているかのように思うかもしれませんが、最近、中国が所謂、グリーンフェンスだとかナショナルソードと言う政策のもと、ソーティングプラントから出てくる大量な廃プラが中国に行っていたということが明らかになりました。

ということで、それらが一気に止まってしまった。だいたいヨーロッパから中国に渡っていた廃プラの量は160万トンくらいあると言われますが、それはミックスやフィルム系のプラが多いのです。この図だと、その他の樹脂・有価と書いてありますが22%もあります。ソーティングプラントのなかから出てくるものなかの22%。それからRDF原料と書いてありますが、こういったところも結構中国にっています。

そうすると、足すともう40%ぐらいのところは中国に行く候補のカテゴリーに入ってくるのですが、これらがシャットアウトされてしまったということで、ヨーロッパはかなりのパニック状態。これらが有価になっているがゆえに、この全体系がうまく機能していたのが、今、ほとんどゼロからマイナスに移りつつあります。

そうするとこのソーティングセンターの採算が合わないというようなことになって、大変なことになっています。とにかくでもそうはいっても、すぐにソーティングをやめるという方向にはならないと思いますが、非常に今、大変な試練にさしかかっているというのは事実です。

いずれにしてもこのソーティングプラントの今の状況においてはリサイクル材の供給を安定化させるということで、これまでは機能してきたし、そういうものをどんどん開発してきたというのがヨーロッパのこれまでの流れになっています。

つまりこれら全てがEPRから始まった。拡大生産者責任、容器包装リサイクル法から始まって、民間へ

とどんどんと廃棄物の処理というもののマーケットが移っていくことによって、こういうような大きなシフトがなされてきたということでもあります。

そういったソーティングプラントができた当初、初めて私が訪ねたプラントの社長に聞いたときの話を書いているんですが、これを読んでもわかるようにリサイクルするためにプラントをつくったわけではないのです。これを読んでみます。

機械による選別処理が始まったのは1990年代に入ってからで、最初はスチールとアルミくらいしか分けてなかった小規模なものであったと。その後、PETとガラスを分けたらPETがよい値で売れた。次にHDPE、LDPEを分けたらこれらも売れた。さらに紙パックを分けるようになったと。

このように細かく選別すると、資源として安定供給するために大量のごみが必要になり、今ではソーティングプラントの生き残り条件は、以前の年間3万トンから10万トン以上と言われるようになったと。

大量処理するとPP、PSなどにも分けていたとして、一定量の確保ができるので、これらをまた分けたと。このころには当初2~3カ所しかなかった光学式の選別機は10カ所以上にもなり、処理ラインは2000メートルを超えるものになった。しかし、投入量に対する処分廃棄物はわずか20%まで下がった。売却できるごみが増えてごみの処分費が減少した結果、収支は改善をした。ということで、どこにも環境のためにやったなんていうことは言ってないということです。つまり焼却炉と真っ向から対決して自分たちは勝ったってことを言っているのです。



ということでありまして、あらためてヨーロッパの廃棄物の全体の流れということについて見てみたいと思いますが、日本とまったく違います。

ヨーロッパの廃棄物っていうのは、さっき言ったように無害な廃棄物と有害な廃棄物、さらにリサイクルできるものと処分するものに分けるというふうに言い

ましたけれど、ここではリサイクルできるごみ、特に自治体系のごみっていうことを中心に見ています。

自治体系廃棄物と呼ばれる廃棄物には、日本と違って家庭から出るものばかりじゃないです。事業系から出るものも自治体系廃棄物のなかに入っています。中規模程度の工場なども、このマニシパル・ウェイストと呼ばれる自治体系の廃棄物のなかに含まれています。よほど大きな企業の大規模工場でないと産業廃棄物と呼ばれるカテゴリに入りません。ですので、自治体系廃棄物は、家庭系と事業系に分かれますが、この家庭系のなかには、一般の自治体ごみと、それから容器のごみなどがあります。

これらのごみがどんな風流れているのかと言いますと、一般的に自治体が収集するごみ、これらは多くの場合、自治体系の焼却炉や埋め立て処分場に行くことが多いと言えます。全てが全てじゃないですけど。容器包装のものは、容器包装リサイクル機関、DSDなどですが、アルバも容器リサイクルをやっていますから、アルバも含め、容器ごみを引き受けてリサイクルする。これらは最終的には個別のリサイクル業者がリサイクルをするということです。

また、ほかのこういったところとは違う残りの部分の自治体系の廃棄物は、多くの場合、廃棄物管理会社というところが仕切っております。これはヴェオリアだったり、スエズだったりアルバだったりレモンディスだったりします。これらの会社が最終的に交通整理をして「どこのリサイクラーに届けたらいいか」ということをコントロールする機能を持っております。

つまり、日本のなかにはこの廃棄物管理会社というのはほとんどないですね。「ウェイスト・マネジメント」（廃棄物管理）と呼ばれる業務がほとんどないのです。ヨーロッパで廃棄物管理と言われるビジネスは、日本のなかには完全に符合するものはないと考えていいと思います。

つまり事業系では特に、大きな会社の工場の場合、廃棄物管理会社を通して廃棄物を処理します。「当社は年間何万トン廃棄物を出しているが、リサイクル率の目標値は今60%にしているのでそれを達成するように処理してほしい」と廃棄物管理会社に言います。そうすると、その60%という目標値のターゲットを実現するようなかたちで、廃棄物管理会社が個別のリサイクラーのところに廃棄物をうまく振り分けてリサイクルをします。

この個別のリサイクル会社というのは、この廃棄物管理会社の直営のものもありますが、単なる委託しか

していないところもあります。先にも話した通り、無害な廃棄物のリサイクラーというのは基本的に免許はいらないのです。民間の認証機関が出している認証があります。ですから、よく日本にもいろんなヨーロッパの民間認証機関がリサイクル施設の認証をやっているのは、民間だからこそ、世界に認証制度を輸出できるということでもあります。日本の場合は日本のなかで自治体がいろいろ許認可を管理しているから、そういうものだと世界に出て行けません。ヨーロッパの場合は民間認証なので、どんどん世界に進出できる、そういう背景があります。

話を戻しますと、日本では容器包装は容器包装のカテゴリだけで見えています。欧州の廃棄物枠組指令では、家庭ごみ全部でリサイクルの義務付けになりますので、容器包装のカテゴリだけにソーティングプラントが機能するのではなく、家庭ごみ全てに対して。2020年なら2020年の目標値50%を達成するために機能するようになるため、非容器包装ごみも一緒かたになってソーティングプラントが処理していくような流れに変わって行きます。

そうすると、またしてもここで民間のほうが優位に立てる。民間の廃棄物処理業者のビジネス範囲が拡大をすることで、ドイツでは自治体が不平だと文句を言い、すったもんだしていますが、流れとしては民間のほうへごみ処理の主流は向かっているような状況です。

そのほかにもいろいろ、これはちょっと余計だったかと思いますが、一言付け加えると、廃棄物枠組指令のなかで新しく導入された概念として、「廃棄物の終了」という定義が入って来て、廃棄物が排出されると、その廃棄物が公認の廃棄物処理システムに入ると、そこでのプロセスによって材料の品質を少しずつ改善していき、最後に廃棄物を卒業させるその状態・時点を廃棄物の終了と呼びます。言い換えるとここまでは、社会全体の公的な責任において、廃棄物を卒業させる必要がある範囲を特定しているとも考えることができます。

しかし、日本は必ずしも廃棄物処理システムは、インプットされた廃棄物の材料品質を改善する役割を負うかと言うとそうではないですね。焼却炉にぼんといきなり入れちゃっていいわけですね。ヨーロッパは基本的に廃棄物のシステムに入ったら、廃棄物の材料は、最初に選別などして原材料にすべく品質を改善させていくことが第一義的な役割として定めている。そして、ある一定の品質にまで改善の度合いが達したときに、廃棄物の終了状態を迎える。すべての廃棄物処理シス

テムは入ってきたすべての廃棄物に対して廃棄物の終了へと向かわせる使命を負うように欧州の法律は求めています。

ですので、これは終了した状態の廃棄物を定義しているだけでなく、どういうプロセスを経たならば、どの時点で廃棄物が終了するのかというダイナミックな考えのもとでこの廃棄物の終了が定義されていると見るべきです。ですので、あくまで廃棄物のシステムというの、廃棄物の材料品質を改善するシステムであるというふうに定義されていると、そこをこの図から読み取って頂きたいと思っています。付け加えると、廃棄物の終了とは廃棄物処理における品質管理のツールとしてあるものということです。

いずれにしても循環政策というものを通し、EUが放った「3本の矢」、これは私が勝手に付けた名前ですが、最初の1つはさっき説明したEPR。このEPRをテコにして自治体の独占を壊し民営化を推進した。2つ目は大規模化ということで、特徴的に言えば選別処理技術の普及です。選別処理は一か所に大量に廃棄物を集荷させないと採算が取れない技術です。特に欧州の法律では、廃棄物管理の優先順位が定められ、必ず材料リサイクルが優先される。実際にLCA上の環境側面でもよかったかどうかは分かりませんが、廃棄物管理の優先順位が選別処理を発達させたわけです。

この技術が導入されて技術革新が起こりました。そして、新しい廃棄物枠組み指令、あるいはこれからお話しするサーキュラーエコノミーと呼ばれる政策によって、よりいっそう制度的な意味で、廃棄物産業の成長・育成といったところでの推進策が放たれました。ですので、こうしたことを通してヨーロッパにおける廃棄物産業が成長できる土壌が非常に肥えたものになったわけであります。

本日出席の皆さまのなかには、「ああ、そんなことになったら、俺のところは負けちゃうな」とか、「すごく苦しい目に遭うかもしれない」という会社さんもあるかもしれませんが、悲喜こもごもないような状況が起こるのは、やむを得ないところはあるのではないのでしょうか。そのなかで日本にも世界進出する企業の成長が起こる可能性が出てくるとすれば、今、海外から日本を攻めてくる外資系企業が参入して来ていますが、日本から逆に攻めて行けるぐらいの会社を育てるのも大事なことなのではないかと、個人的にはそう思うのですけれども、そこでようやくサーキュラーエコノミーの話へと。もう時間もかなり押していますが、サーキュラーエコノミーへと話を移していきたい

と思います。

そのサーキュラーエコノミーが打ち出された背景には、このような人口の増加があります。これからも人口が大きく伸びていきます。2030年ごろには49億人、特に世界のミドルクラスの人口が増えます。都市に住む人たちの人口が増えることは、都市ではグローバルな消費がなされる。グローバルに流通するいろいろな製品が消費されることになるので、地域のなかでの循環の輪から消費が外れていくわけです。そうした消費が世界中でどんどん拡大をすれば、必ず資源の問題は出てくる。将来的には地球が2個分、あるいは3個分というぐらいの資源を必要とするような世界になってくる可能性がある。

ですので、このサーキュラーエコノミーということ提唱して、新しい循環型社会のなかでこの問題を解決していきましょうということですね。今言ったような問題は、これまでのリニアエコノミーと呼ばれるようなもののなかでは、解決の糸口さえも見いだせないということから、ヨーロッパではサーキュラーエコノミーという考えが提唱されるようになりました。

資源消費に依存しないビジネスが成功するような、そういう社会をつくらうと。これは今ある社会の状態、経済の状態をある意味、完全にリセットして新しい社会をつくる、新しい経済をつくる。特にその新しい経済をつくるというときには、資源効率を軸に、それを最適化するための全体システムに移行するための見直しをする、つまり社会を変身させるぐらいに踏み込んだ一大革新だというようなことをEUは言っております。EUにおけるこうした政策ってというのは、「欧州2020」と言われる戦略の文書のなかで3つのテーマと7つのフラッグシップイニシアティブが設定されたのですが、そのなかの1つとして資源効率性が盛り込まれたことがきっかけにこうした政策議論が引き起こされています。

この資源効率性という言葉が今、サーキュラーエコノミーという言葉へと変わってきて、具体的には2015年12月にサーキュラーエコノミーパッケージというのが欧州委員会から発表され、これをもとに具体的に進めていきましょうということになっています。ここでもまだ抽象的な内容はありますが、かなり野心的なものとして、かなり高いリサイクル目標値、あるいは重要な取り組み課題が明示され、これらを軸に進めていきましょう。これにより、合意のきっかけがなされ、今もこの議論は続いております。

このサーキュラーエコノミーでは、やはり資源効率

の高い廃棄物産業の成長と発展という方針を明確に示しています。そのなかでも、特にビジネス性のあるもの、競争力強化といった志向性は非常に強く、環境ということは2次的と言うと言いすぎですが、産業政策的な色彩の非常に強い政策になっています。

具体的に廃棄物の業をどのように育成していくかをシナリオ化して示すとこんなようなかたちになるものと思います。一番左側にあるのは、埋め立て規制ということで、埋め立てはもうほとんどさせない。埋め立てさせないで、先ほど、話したようなソーティングプラントをどんどんつくっていきましょう。ソーティングプラントをつくる時には資金がいるよねと、そのとき、資金融資をするところが非常にスムーズに資金融資できるように法的根拠のある転換の必要性を示しておけば、「ソーティングプラントを建てるなら金貸すよ」ということでどんどんスムーズに建つでしょう。

このようなソーティング処理での経験を積むと、ヨーロッパのこの分野に関わるシステム力、技術力、サプライチェーン能力などが伸びていき、いろいろなリサイクル材をうまく使いこなせる技術やノウハウも広がり、需要も拡大し、さらに認証制度だったり、あるいは品質規格、技術標準などの側面でも世界のリーダーとして国際競争力のある一大産業へと成長していける可能性があります。

先ほど、プラスチックの選別処理を重視することについてお話したように、プラスチックは目視ではなかなか選別処理できない。ソーティングプラントをちゃんと建てないとうまくいかないということから、プラスチックというところに伸び代を当てる戦略でこのようなことを進めようとしています。

ヨーロッパの国々におけるプラスチックのリサイクル率を見ても、表の左側にあるのは国名です。EUの加盟国の名が挙がっています。スイスは加盟してないですが、詳しい事情はご容赦いただきまして、ここに空白部分があります。ここが伸び代です。この部分はまだリサイクルできてないんですね。つまり、さっき言った特に中東欧の国々ではまだソーティングプラントが十分足りていない。この伸び代イコール、欧州の廃棄物管理産業の成長の伸び代という見方が成り立ちます。ヴェオリアとかアルバとかが伸びていく、マーケットの伸び代がここにあるわけです。

ソーティングプラントを建てると、ヨーロッパのなかで使われているそれぞれの材料、これは一番左から鉄とスチール、紙、その他のマテリアル、あるいはガ

ラス、アルミとか銅とかありますが、今マーケットでそれぞれの素材が必要とされる材料の量は、右側のこの紫の棒の部分です。左側が今リサイクルで賄われている分ということですが、全部がソーティングプラントできちんとリサイクルすればここまでリサイクル材でカバーできるということをこのグラフは示しています。

例えば鉄とかスチールならば全体の60%ぐらい、つまりEUのなかで必要とされる鉄の60%ぐらいをリサイクル材でまかなえる。このようにマキシマムなところに全部の素材で持つようにソーティングプラントを配置していきたいというわけです。

こんなようなことからサーキュラーエコノミーと呼ばれる新しい政策でどんどんいろいろな展開を図っていく、効率性の高いリサイクルのシステムをつかっていくということですが、そのような例をいくつか具体的にご紹介したいと思います。

1つにはアルバ、さっきご紹介したインターセロが属するアルバと呼ばれるグループにおいて、これまでインターセロは、流通業の容器包装リサイクルをやってきました。例えば、スーパーから段ボールをたくさん回収してリサイクルもしていた。そこで、段ボールをすべて砕いてリサイクルするのはもったいない気がするということで、通い箱に転用したら、段ボールをリサイクルしなくていいじゃないということで始めた事業がこちらです。



このようなラインのところを置かれた通い箱が流れてくると、光でチェックして、クラックの入ったものははじき飛ばし、それらは砕いて、またプラスチックとしてリサイクルして通い箱などに戻すということをやりにながら、段ボールを使わない通い箱のシステムを構築し、お店も段ボールではない通い箱のまま商品が並べられるようなシステムづくりをやりました。

リサイクルの効率ということを高めるために、この前、林さんの研究会での発表の際、調べたのですが、

フィンランドのエネボと呼ばれる会社のシステムは、IoTを使っております。それぞれのごみ箱の内部にセンサーを取り付け、これまで全てのごみ箱を収集車が巡回して収集していたものを、一定量のごみがたまったゴミ箱だけに立ち寄って回収することで収集効率を上げる仕組みを開発をしています。例えば、アムステルダム市では昨年9月に導入し、これまで毎日約7000カ所を巡回していたその回収箇所が3分の1ぐらいに減らすことができたそうです。これにより年間で約700万ユーロ、9億円ぐらゐの費用削減が可能になると言っております。

これと非常に似たシステムで具体例としてインターネット上で紹介されているのですが、同じような仕組みで「Smartbin」と呼ばれるシステムがあります。こちらはアイルランドの会社がやっております。

こちらのアイルランドの会社のシステムは、やはりごみ箱の内部の天井部分にこういった「ubi」と呼ばれるセンサーを1つと取り付けると、コンピューター上のシステムとクラウド上で結びついて、リアルタイムにごみの蓄積量を捉えることができます。それによってそれぞれのごみ箱にどれくらいのごみが入っているかで、最適な収集ルートが画面に表示されそのルートで収集車は必要な箇所のみ巡回してごみの収集に当たることができます。

これらを管理者もドライバーも一緒に見ながら、ごみの収集状況を確認でき、ごみ箱ごとに時系列でごみがどういうペースでたまっているのか、急激に増えて緊急な収集を必要とするのかなどが一目にしてわかるわけです。全体の状況把握ができる画面もあり、ドライバーが確認するスマホ画面での回収ルートのチェックもできます。

実際にこういったシステムでのごみ箱の状況を見ると、地下にこのようなごみが入るキャパシティーがあります。外からは上のほうに付いている投入口だけが見えているような状態です。日本の場合、やっぱりこのような大きなごみ箱が路上に付けられないのも、どちらかというところ自治体さんが細かく分別を市民に要求していることも理由の1つとしてあるのではないかと、個人的にはそう思ったりします。

このような半地下のゴミ箱の内部にセンサーが付いており、ごみ箱がたまっている状態を常時センシングして管理している状態で、そこに収集車がやって来て、このごみ箱をクレーンでつり上げて中のごみを落としてもっていく。この写真はオーストラリアのシドニーの風景ということですが、結構このような地下式のご

み箱は今、欧米で頻繁に見かけます。こうした形態の大型なごみ箱でなおかつ、広域に多数の設置がなされている場合に、このようなIoT管理はその有効性を発揮すると考えられます。

いずれにしても欧米におけるこうした廃棄物管理というものは、さまざまな新しい技術を取り入れて進化をしている状況があると思いますし、そうしたものを支えるいろいろな制度的背景もあるのではないかと思います。

最終章になりますが、日本の廃棄物処理業における近代産業への挑戦と発展とタイトルで、私の提案も含めたお話をさせていただこうと思いますが、ヨーロッパの場合、先ほどお話ししたように拡大生産者責任、EPRによるリサイクルの促進がきっかけになって廃棄物分野の民業化・民営化というものが進み、廃棄物分野は経済的な市場へと大きく転換してきました。

さらに拍車を駆けるべくサーキュラーエコノミー政策が出てきて、しっかりとさらなる産業振興をしていこうといった流れをつくっています。経済と環境を結合させた産業成長戦略ということですね。ここで特に重要なのは、資源効率性の高い廃棄物産業の育成や製品のライフサイクルです、しっかりとしたりユース型ビジネスを育てていくことが、サーキュラーエコノミーの中心的なテーマになるわけですが、それを脇から支えているのは非常に高い材料リサイクルの目標値。つまりこれまで、焼却炉に投入していたものをできるところまで材料リサイクルをやりましょうということになれば、当然、ごみの行き先が変わることです。行き先が変わることによって公から民間にマーケットが開かれ民の成長につながり、そこでは新しい技術の開発や普及が進みます。また国内に留まらず、海外に進出していく弾みも付きます。

廃棄物の管理の優先順位ということで、厳格にそれを運営していく。また生産者責任制度を見直したり、廃棄物の終了といった概念から、廃棄物のシステムが投入された廃棄物の材料の品質を高める役割を担うことを明確にしていく。さまざまな税制の見直しもやり、政策を推進していこうという流れを作ることが重要であると思います。

このような考え方を資源効率性の向上のベクトルと合わせて見ると、日本国内では、例えば、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、自動車リサイクル法等の個別のリサイクル法がありますが、欧州と比べると、互いに独立性・自立性・自己完結性が強いと思います。ですので、これらのリサイクル法はもっと柔軟

に、横断的・総合的な運用を可能とする法の運用、あるいは制度改正をやる必要があると思います。廃棄物品目においても、製品別の区分けではなく、様々な製品由来のものを、プラスチックならプラスチックという材料に統合した管理ができるような運用体制を認めていくことが必要ではないかと思います。そうすることによって、リサイクラーの経済活動に幅が生まれ、使える技術の範囲、あるいは先ほどご覧いただいたようなIoTの新技术などを、採用し、広げ、発展させていく、経済活動としての工夫のし甲斐とか規模の経済を追求する意欲が生まれるのではないかと考えております。今は個別リサイクル法や廃棄物処理法の厳格な規定によって縛られ過ぎており、個別企業が経営革新や技術革新によって成長できる可能や機会、あるいは自由度が、欧州と比べ非常にきつく制限されていると感じます。

最後になりますが、廃棄物ビジネス分野における技術革新というものが生み出される条件を考えてみたいなど。技術革新がなされるということは、つまりこれは何を目的にするかということ、コストを削減したり、CO₂を削減したりすると、一方で利益を上げ資源効率性を高めようとするためにやるわけです。

そうしたことをやろうとなれば、やはり追加的な投資が必要になってくる。追加的な投資が必要だということは、そういう条件を満たすための事業環境も重要になると思います。積極投資を拡大するには、廃棄物ビジネスをより自由な競争領域に変えていく必要があると思います。ヨーロッパを見ながら私はそうしたことを考えざるを得ない気持ちはどうしてもこみ上げてきます。

廃棄物分野の経営者が、守りの経営姿勢ではなく、攻めの経営姿勢に転ずる必要があると思います。もちろん、それには経営者自身の、皆さま方の強い意欲も必要ですが、それと同時にこれまでにお話した廃棄物政策・廃棄物制度の見直しによる後押しも、必要ではないかと思います。

そのような政策の見直しということに関して言えば、循環経済政策に基づく国家レベルの成長戦略を打ち出してもらおう。また廃棄物の収集運搬および処理を効率化するためのさまざまな規制緩和、行政区域内の地域にばかり縛られないで、さまざまな自由裁量をもって事業展開できるような状況をつくる方へと少しでも転換していく方向性を見いだしていきたいなどと思います。特に今の日本の廃棄物ビジネスの展望において、今後より必要となってくるような条件を少し考えてみたわ

けですが、ここに示す3本の柱を打ち立てることができたらいいなということで、ここに示させてもらいました。

1つは公平な競争環境を確保するという。これは廃棄物の定義といったものを変更したり、収集運搬可能な目的施設、つまりどこに運搬するのかという場合に、きちんとその目的施設が適正なところであるならば、柔軟に変更できる。それぞれの状況に応じて、規制だけでなく、経済原理や技術革新に基づく自由度を確保する。

また2つ目の柱には民間ビジネスの成長環境を整えるためのいくつかの条件が含まれます。廃棄物処理の近代化を推進するため、処理の優先順位を明確化し、処分厳しくリサイクルに優しい制度へと変える。選別処理の普及・拡大、民間主導できるような選別処理の分野をさらに普及推進していくところの材料リサイクルの目標値を具体的に法律上で定める。

3つ目の柱としては、経営効率を追及可能とする制度基盤ということで、廃棄物処理の効率化を推進するため、収集運搬の区割りに関する制限を緩め、高度な選別処理施設の廃棄物受け入れ範囲と再委託、仲介業の許可。つまり、この再委託とか仲介業っていうことをヨーロッパの法律は許しているため、「廃棄物管理」と呼ばれるビジネス分野が開けたということがありますので、こうしたところは規制緩和によって広がっていくということがあると思います。そういうことをすればもちろん、それによって生じるプラスとマイナスの両方が生じると思いますが、両方をよく観察しながら、プラスからマイナスを引いたプラスが最大化できるような設定を見出し、合意形成に努めながら進めていけたらよいものと思います。

最後に、この20年間、日本とヨーロッパがどう変わったかについてですが、欧州は今、サーキュラーエコノミー政策のもと、さらに世界へと羽ばたこうとする大ワシが育っており、競争市場、経済原理、民営化、技術革新のもと、さらに成長していく勢いです。一方の日本はどうかというと、長らく辛抱強い状態を続けているのではないのでしょうか。しかし近頃、日本にも欧州のリサイクルメジャーが参入してきましたし、そうした現実を目の当たりにし、改めて、日本における廃棄物処理業の経営近代化、あるいは成長戦略などについて議論を始めるべき時期に差し掛かっているのではなからうかということ、本日の最後の提言とさせていただきます。ご清聴、ありがとうございます。

特集 2

廃棄物処理法施行令の改正

平成30年1月31日に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第23号）が公布されました。改正の背景及び法律概要について Clean Life vol.69（平成29年6月9日発行）の特集1と合わせてご覧ください。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令要綱

第一 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例

- 一 帳簿を備えることを要する事業者として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）第十二条の七第一項の認定を受けた者を加えること。（第六条の四関係）

- 二 法第十二条の七第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る収集、運搬、処分若しくは再生の全部又は一部を廃止したときは、共同して、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならないものとする。こと。（第六条の七の二関係）

- 三 産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者の産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分等の再委託の基準において、事業者が法第十二条の七第一項の認定を受けた者である場合の取扱いを明確化すること。（第六条の十二関係）

第二 有害使用済機器の保管等

- 一 法第十七条の二第一項の政令で定める機器を定めること。（第十六条の二関係）
- 二 法第十七条の二第二項の規定による有害使用済機器（同条第一項に規定する有害使用済機器をいう。）の保管及び処分（再生を含む。）の基準を定めること。（第十六条の三関係）

- 三 法第十七条の二第一項の規定による届出を行った者は、当該届出に係る有害使用済機器の保管、処分又は再生の事業の全部又は一部を廃止したときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならないものとする。こと。（第十六条の四関係）

第三 政令で定める市の長による事務の処理等

- 一 法第十二条の七に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の長及び同法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市の長並びに大牟田市の長が行うこととしないものを追加すること。（第二十七条第一項関係）

- 二 第六条の七の二及び第十六条の四に規定する都道府県知事の権限に属する事務は、指定都市の長等が行うものとする。こと。（第二十七条第二項関係）

第四 施行期日等

- 一 この政令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第六十一号）の施行の日（平成三十年四月一日）から施行すること。（附則第一項関係）
- 二 その他所要の規定の整備を行うこと。（附則第二項及び第三項関係）

なお、平成30年2月22日付で廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成30年環境省令第2号）、平成30年3月12日に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第16条の2第1号から第4号までに掲げる機器が有害使用済機器となったものの再生又は処分の方法として環境大臣が定める方法（平成30年環境省告示第10号）がそれぞれ公布されたこともお知らせします。

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(帳簿を備えることを要する事業者)</p> <p>第六条の四 法第十二条第十三項に規定する政令で定める事業者は、次に掲げる事業者とする。</p> <p>一 その事業活動に伴つて生ずる産業廃棄物を処理するために産業廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設以外の産業廃棄物の焼却施設が設置されている事業場を設置している事業者</p> <p>二 その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外において自ら当該産業廃棄物の処分又は再生を行う事業者（前号に掲げる者を除く。）</p> <p>三 <u>法第十二条の七第一項の認定を受けた者（前二号に掲げる者を除く。）</u></p>	<p>(帳簿を備えることを要する事業者)</p> <p>第六条の四 法第十二条第十三項に規定する政令で定める事業者は、次に掲げる事業者とする。</p> <p>一 その事業活動に伴つて生ずる産業廃棄物を処理するために産業廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設以外の産業廃棄物の焼却施設が設置されている事業場を設置している事業者</p> <p>二 その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外において自ら当該産業廃棄物の処分又は再生を行う事業者（前号に掲げる者を除く。）</p> <p>(新設)</p>
<p>(廃止の届出)</p> <p>第六条の七の二 <u>法第十二条の七第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る収集、運搬、処分若しくは再生の全部又は一部を廃止したときは、共同して、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者の産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分等の再委託の基準)</p> <p>第六条の十二 法第十四条第十六項ただし書の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 あらかじめ、事業者から受託した産業廃棄物の運搬又は処分若しくは再生を委託しようとする者（以下「再受託者」という。）の氏名又は名称（法人にあつては、その代表者の氏名を含む。）及び当該委託が第六条の二第一号又は第二号に掲げる基準に適合するものであることを当該事業者（事業者が法第十二条の七第一項の認定を受けた者である場合にあつては、当該認定を受けた者の全て。以下この号において同じ。）に対して明らかにし、当該委託について当該事業者の書面（環境省令で定める事項が記載されたものに限る。）による承諾を受けていること。</p> <p>二～四（略）</p>	<p>(産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者の産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分等の再委託の基準)</p> <p>第六条の十二 法第十四条第十六項ただし書の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 あらかじめ、事業者に対して当該事業者から受託した産業廃棄物の運搬又は処分若しくは再生を委託しようとする者（以下「再受託者」という。）の氏名又は名称（法人にあつては、その代表者の氏名を含む。）及び当該委託が第六条の二第一号又は第二号に掲げる基準に適合するものであることを明らかにし、当該委託について当該事業者の書面（環境省令で定める事項が記載されたものに限る。）による承諾を受けていること。</p> <p>二～四（略）</p>
<p>(有害使用済機器)</p> <p>第十六条の二 <u>法第十七条の二第一項の政令で定める機器は、次に掲げる機器（一般消費者が通常生活の用に供する機器及びこれと同様の構造を有するものに限り、その附属品を含む。）であつて、使用を終了し、収集されたもの（廃棄物を除く。）とする。</u></p> <p>一 <u>ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）</u></p> <p>二 電気冷蔵庫及び電気冷凍庫</p> <p>三 電気洗濯機及び衣類乾燥機</p> <p>四 <u>テレビジョン受信機のうち、次に掲げるもの</u></p> <p>イ <u>プラズマ式のもの及び液晶式のもの（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限る、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）</u></p> <p>ロ <u>ブラウン管式のもの</u></p> <p>五 電動ミシン</p> <p>六 <u>電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正案	現 行
七 電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具	(新設)
八 ヘルスメーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具	(新設)
九 電動式吸入器その他の医療用電気機械器具	(新設)
十 フィルムカメラ	(新設)
十一 磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶用電気機械器具	(新設)
十二 ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具(第二号に掲げるものを除く。)	(新設)
十三 扇風機、電気除湿機その他の空調用電気機械器具(第一号に掲げるものを除く。)	(新設)
十四 電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具(第三号に掲げるものを除く。)	(新設)
十五 電気こたつ、電気ストーブその他の保温用電気機械器具	(新設)
十六 ヘアドライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具	(新設)
十七 電気マッサージ器	(新設)
十八 ランニングマシンその他の運動用電気機械器具	(新設)
十九 電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具	(新設)
二十 蛍光灯器具その他の電気照明器具	(新設)
二十一 電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具	(新設)
二十二 携帯電話端末、PHS端末その他の無線通信機械器具	(新設)
二十三 ラジオ受信機及びテレビジョン受信機(第四号に掲げるものを除く。)	(新設)
二十四 デジタルカメラ、ビデオカメラ、ディー・バイ・ディー・レコーダーその他の映像用電気機械器具	(新設)
二十五 デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具	(新設)
二十六 パーソナルコンピュータ	(新設)
二十七 プリンターその他の印刷用電気機械器具	(新設)
二十八 ディスプレイその他の表示用電気機械器具	(新設)
二十九 電子書籍端末	(新設)
三十 電子時計及び電気時計	(新設)
三十一 電子楽器及び電気楽器	(新設)
三十二 ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具	(新設)
(有害使用済機器の保管、処分等の基準)	(新設)
第十六条の三 法第十七条の二第二項の規定による有害使用済機器(同条第一項に規定する有害使用済機器をいう。以下この条及び次条において同じ。)の保管及び処分(再生を含む。)の基準は、次のとおりとする。	
一 有害使用済機器の保管に当たっては、次によること。	(新設)
イ 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。	
(1) 保管の場所の周囲に囲いが設けられていること。	
(2) 環境省令で定めるところにより、外部から見やすい箇所に有害使用済機器の保管の場所である旨その他有害使用済機器の保管に関し必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。	
ロ 保管の場所から有害使用済機器又は当該保管に伴って生じた汚水が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。	
(1) 保管する有害使用済機器の荷重が直接囲いにかかり、又はかかるおそれがある構造である場合にあっては、当該荷重に対して当該囲いが構造耐力上安全であること。	

改正案	現 行
<p>(2) 屋外において有害使用済機器を容器を用いずに保管する場合にあつては、積み上げられた有害使用済機器の高さが環境省令で定める高さを超えないようにすること。</p> <p>(3) 有害使用済機器の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあつては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するため、保管の場所の底面を不浸透性の材料で覆うとともに、油分離装置及びこれに接続している排水溝その他の設備を設けること。</p> <p>(4) その他環境省令で定める措置</p> <p>ハ 保管の場所において騒音又は振動が発生する場合にあつては、当該騒音又は振動によつて生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。</p> <p>ニ 保管の場所における火災の発生又は延焼を防止するため、有害使用済機器がその他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して保管することその他の環境省令で定める措置を講ずること。</p> <p>ホ 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。</p> <p>二 有害使用済機器の処分（焼却、熱分解、埋立処分及び海洋投入処分を除く。以下この号において同じ。）又は再生に当たっては、次によること。</p> <p>イ 処分又は再生の場所から有害使用済機器又は当該処分若しくは再生に伴つて生じた汚水が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>(1) 有害使用済機器の処分又は再生に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあつては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するため、処分又は再生の場所の底面を不浸透性の材料で覆うとともに、油分離装置及びこれに接続している排水溝その他の設備を設けること。</p> <p>(2) その他環境省令で定める措置</p> <p>ロ 処分又は再生に伴う騒音又は振動によつて生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。</p> <p>ハ 処分又は再生の場所における火災の発生又は延焼を防止するため、有害使用済機器がその他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して処分又は再生することその他の環境省令で定める措置を講ずること。</p> <p>ニ イからハマまでに掲げるもののほか、前条第一号から第四号までに掲げる機器が有害使用済機器となつたものの再生又は処分を行う場合には、環境大臣が定める方法により行うこと。</p> <p>三 有害使用済機器は、焼却、熱分解、埋立処分及び海洋投入処分を行つてはならないこと。</p> <p>(廃止の届出)</p> <p>第十六条の四 法第十七条の二第一項の規定による届出を行つた者は、当該届出に係る有害使用済機器の保管、処分又は再生の事業の全部又は一部を廃止したときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>(政令で定める市の長による事務の処理)</p> <p>第二十七条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、次に掲げる事務以外の事務は、地方自治法（昭和二十</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(政令で定める市の長による事務の処理)</p> <p>第二十七条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、次に掲げる事務以外の事務は、地方自治法（昭和二十</p>

改正案	現 行
<p>二年法律第六十七号) 第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の長及び同法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市の長並びに大牟田市の長（以下この条において「指定都市の長等」という。）が行うこととする。この場合においては、法の規定中当該事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長等に関する規定として指定都市の長等に適用があるものとする。</p> <p>一 法第十二条の七第一項の認定（当該認定を受けようとする者が産業廃棄物の収集又は運搬を当該都道府県内の一の指定都市の長等の管轄区域内のみにおいて行おうとする場合及び産業廃棄物の収集若しくは運搬に係る積替え又は処分若しくは再生を指定都市の長等の管轄区域内において行おうとする場合における認定を除く。）に関する事務</p> <p>二 法第十二条の七第七項の規定による変更の認定（前号に規定する認定に係るものに限る。）に関する事務</p> <p>三 法第十二条の七第九項の規定による届出の受理（第一号に規定する認定に係るものに限る。）に関する事務</p> <p>四 法第十二条の七第十項の規定による認定の取消し（第一号に規定する認定に係るものに限る。）に関する事務</p> <p>五 法第十四条第一項及び第十四条の四第一項の規定による許可（当該都道府県内の一の指定都市の長等の管轄区域内のみにおいて業として行おうとする産業廃棄物の収集又は運搬に係る許可及び産業廃棄物の積替えを行う区域において業として行おうとする産業廃棄物の収集又は運搬に係る許可を除く。）に関する事務</p> <p>六 法第十四条の二第一項及び第十四条の五第一項の規定による変更の許可（前号に規定する許可に係るものに限る。）に関する事務</p> <p>七 法第十四条の二第三項において読み替えて準用する法第七条の二第三項及び第四項並びに法第十四条の五第三項において読み替えて準用する法第七条の二第三項及び第四項の規定による届出の受理（第五号に規定する許可に係るものに限る。）に関する事務</p> <p>八 法第十四条の三（法第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による命令（第五号に規定する許可に係るものに限る。）に関する事務</p> <p>九 法第十四条の三の二（法第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による許可の取消し（第五号に規定する許可に係るものに限る。）に関する事務</p> <p>十 法第二十条の二第一項の規定による登録に関する事務</p> <p>十一 法第二十三条の三及び第二十三条の四の規定による意見の聴取（第五号に規定する許可に係るものに限る。）に関する事務</p> <p>2 第五条の五（第七条の四において読み替えて準用する場合を含む。）、第六条の七の二及び第十六条の四に規定する都道府県知事の権限に属する事務は、指定都市の長等が行うこととする。この場合においては、これらの規定中都道府県知事に関する規定は、指定都市の長等に関する規定として指定都市の長等に適用があるものとする。</p> <p>（事務の区分）</p> <p>第二十八条 第七条の四において読み替えて準用する第五条の五、第六条の七の二、第十三条及び第十六条の四の規定により都道府県が行うこととされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。</p>	<p>二年法律第六十七号) 第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の長及び同法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市の長並びに大牟田市の長（以下この条において「指定都市の長等」という。）が行うこととする。この場合においては、法の規定中当該事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長等に関する規定として指定都市の長等に適用があるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>一 法第十四条第一項及び第十四条の四第一項の規定による許可（当該都道府県内の一の指定都市の長等の管轄区域内のみにおいて業として行おうとする産業廃棄物の収集又は運搬に係る許可及び産業廃棄物の積替えを行う区域において業として行おうとする産業廃棄物の収集又は運搬に係る許可を除く。）に関する事務</p> <p>二 法第十四条の二第一項及び第十四条の五第一項の規定による変更の許可（前号に規定する許可に係るものに限る。）に関する事務</p> <p>三 法第十四条の二第三項において読み替えて準用する法第七条の二第三項及び第四項並びに法第十四条の五第三項において読み替えて準用する法第七条の二第三項及び第四項の規定による届出の受理（第一号に規定する許可に係るものに限る。）に関する事務</p> <p>四 法第十四条の三（法第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による命令（第一号に規定する許可に係るものに限る。）に関する事務</p> <p>五 法第十四条の三の二（法第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による許可の取消し（第一号に規定する許可に係るものに限る。）に関する事務</p> <p>六 法第二十条の二第一項の規定による登録に関する事務</p> <p>七 法第二十三条の三及び第二十三条の四の規定による意見の聴取（第一号に規定する許可に係るものに限る。）に関する事務</p> <p>2 第五条の五（第七条の四において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する都道府県知事の権限に属する事務は、指定都市の長等が行うこととする。この場合においては、第五条の五の規定中都道府県知事に関する規定は、指定都市の長等に関する規定として指定都市の長等に適用があるものとする。</p> <p>（事務の区分）</p> <p>第二十八条 第七条の四において読み替えて準用する第五条の五及び第十三条の規定により都道府県が行うこととされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。</p>

特集3

バーゼル法施行令の改正

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行令及び行政不服審査法施行令の一部を改正する政令要綱

第一 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行令の一部改正

- 一 「特定有害廃棄物等」の範囲の見直しに係る措置
 - 1 経済協力開発機構の回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する理事会決定に基づき規制を行う必要が無いものを環境省令で定めるものとする。

(第二条第一項関係)
 - 2 環境大臣は、前1の省令の制定時には、経済産業大臣に協議するものとする。

(第二条第二項関係)
- 二 事業者の認定
 - 1 再生利用等目的輸入事業者及び再生利用等事業者の認定の有効期間を五年とすること。

(第五条及び第九関係)
 - 2 経済産業大臣及び環境大臣は、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第百八号。以下「法」という。）の認定等をしたときは、再生利用等目的輸入事業者又は再生利用等事業者の認定証を交付しなければならないものとする。

(第六条及び第十条関係)
 - 3 再生利用等目的輸入事業者又は再生利用等事業者は、認定証の再交付を受けることができるものとする。

(附則関係)

ること。
(第七条及び第十一条関係)

- 4 再生利用等目的輸入事業者又は再生利用等事業者は、法の認定等を取り消された場合等において認定証を返納しなければならないこと。

(第八条及び第十二条関係)

- 三 再生利用等目的輸入事業者又は再生利用等事業者の認定等に係る手数料を規定すること。

(第十五条及び別表第四関係)

第二 行政不服審査法施行令の一部改正

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第六十二号）による法の条番号の変更に伴い、行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）の所要の規定の整理を行うこと。
(第十五条第二項第四十号関係)

第三 附則

この政令は、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第六十二号）の施行の日（平成三十年十月一日）から施行することとする。
(附則関係)

○特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行令(平成五年政令第二百八十二号)（第一条関係）
(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行令 (船舶の航行に伴い生ずる廃棄物) 第一条 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める船舶の航行に伴い生ずる廃棄物は、次に掲げる物とする。 一 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第三条第二号に規定する油又は同条第五号に規定する有害液体物質等であって、輸送活動、漁ろう活動その他の船舶の通常の活動に伴い生ずる不要なもの	特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行令 (船舶の航行に伴い生ずる廃棄物) 第一条 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める船舶の航行に伴い生ずる廃棄物は、次に掲げる物とする。 一 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第三条第二号に規定する油又は同条第五号に規定する有害液体物質等であって、輸送活動、漁ろう活動その他の船舶の通常の活動に伴い生ずる不要なもの

改正後	改正前
<p>二 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第三条第六号に規定する廃棄物であって、船舶内にある船員その他の者の日常生活に伴い生ずるもの又は輸送活動、漁ろう活動その他の船舶の通常の活動に伴い生ずるもの</p> <p>(条約以外の協定等に基づき規制を行う必要がない物)</p> <p><u>第二条 法第二条第一項第一号の政令で定める物は、経済協力開発機構の回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する理事会決定（次条第一項において「理事会決定」という。）に基づき我が国が規制を行う必要がない物として環境省令で定める物とする。</u></p> <p>2 環境大臣は、前項の環境省令を定めようとするときは、<u>経済産業大臣に協議しなければならない。</u></p> <p>(条約以外の協定等に基づき規制を行うことが必要な物)</p> <p><u>第三条 法第二条第一項第二号の政令で定める物は、理事会決定に基づき我が国が規制を行うことが必要な物として環境省令で定める物とする。</u></p> <p>2 環境大臣は、前項の環境省令を定めようとするときは、<u>経済産業大臣に協議しなければならない。</u></p> <p>(輸入特定有害廃棄物等の運搬又は処分の適正な実施の確保に係る法律の規定)</p> <p><u>第四条 法第十条第三項第一号（法第十六条において準用する場合を含む。）の政令で定める法律は、別表第一の二の項から四の項までの中欄に掲げる法律とし、同号の政令で定める規定は、同表の中欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に定める規定とする。</u></p> <p>(再生利用等目的輸入事業者の認定の有効期間)</p> <p><u>第五条 法第十四条第四項の政令で定める期間（第八条第三号において「輸入事業者の認定の有効期間」という。）は、五年とする。</u></p> <p>(再生利用等目的輸入事業者の認定証の交付)</p> <p><u>第六条 経済産業大臣及び環境大臣は、法第十四条第一項の認定、同条第四項の認定の更新又は同条第五項の変更の認定をしたときは、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、認定証を交付しなければならない。</u></p> <p>(再生利用等目的輸入事業者の認定証の再交付)</p> <p><u>第七条 前条の規定により認定証の交付を受けた者は、当該認定証を汚損し、又は失ったときは、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、経済産業大臣及び環境大臣に申請し、その再交付を受けることができる。</u></p> <p>(再生利用等目的輸入事業者の認定証の返納)</p> <p><u>第八条 第六条の規定により認定証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに、当該認定証（第四号の場合にあっては、回復した認定証）を経済産業大臣及び環境大臣に返納しなければならない。</u></p>	<p>二 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第三条第六号に規定する廃棄物であって、船舶内にある船員その他の者の日常生活に伴い生ずるもの又は輸送活動、漁ろう活動その他の船舶の通常の活動に伴い生ずるもの</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(条約以外の協定等に基づき規制を行うことが必要な物)</p> <p><u>第二条 法第二条第一項第二号の政令で定める物は、経済協力開発機構の回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する理事会決定に基づき我が国が規制を行うことが必要な物として環境省令で定める物とする。</u></p> <p>2 環境大臣は、前項の環境省令を定めようとするときは、<u>経済産業大臣に協議しなければならない。</u></p> <p>(輸入特定有害廃棄物等の運搬又は処分の適正な実施の確保に係る法律の規定)</p> <p><u>第三条 法第十条第三項第一号の政令で定める法律は、別表第一の二の項から四の項までの中欄に掲げる法律とし、同号の政令で定める規定は、同表の中欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に定める規定とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>一 <u>法第十四条第八項の規定により同条第一項の認定が取り消されたとき。</u></p> <p>二 <u>法第十四条第一項の認定（同条第四項の認定の更新又は同条第五項の変更の認定を含む。）に係る事業を廃止したとき。</u></p> <p>三 <u>輸入事業者の認定の有効期間が満了したとき。</u></p> <p>四 <u>前条の規定により認定証の再交付を受けた場合において、その失った認定証を回復するに至ったとき。</u></p>	
<p><u>（再生利用等事業者の認定の有効期間）</u> <u>第九条 法第十五条第四項の政令で定める期間（第十二条第三号において「再生利用等事業者の認定の有効期間」という。）は、五年とする。</u></p>	(新設)
<p><u>（再生利用等事業者の認定証の交付）</u> <u>第十条 経済産業大臣及び環境大臣は、法第十五条第一項の認定、同条第四項の認定の更新又は同条第五項において読み替えて準用する法第十四条第五項の変更の認定をしたときは、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、認定証を交付しなければならない。</u></p>	(新設)
<p><u>（再生利用等事業者の認定証の再交付）</u> <u>第十一条 前条の規定により認定証の交付を受けた者は、当該認定証を汚損し、又は失ったときは、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、経済産業大臣及び環境大臣に申請し、その再交付を受けることができる。</u></p>	(新設)
<p><u>（再生利用等事業者の認定証の返納）</u> <u>第十二条 第十条の規定により認定証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに、当該認定証（第四号の場合にあっては、回復した認定証）を経済産業大臣及び環境大臣に返納しなければならない。</u></p>	(新設)
<p>一 <u>法第十五条第五項において準用する法第十四条第八項の規定により法第十五条第一項の認定が取り消されたとき。</u></p> <p>二 <u>法第十五条第一項の認定（同条第四項の認定の更新又は同条第五項において読み替えて準用する法第十四条第五項の変更の認定を含む。）に係る事業を廃止したとき。</u></p> <p>三 <u>再生利用等事業者の認定の有効期間が満了したとき。</u></p> <p>四 <u>前条の規定により認定証の再交付を受けた場合において、その失った認定証を回復するに至ったとき。</u></p>	
<p><u>（特定有害廃棄物等の輸出等の適正な実施の確保に係る法律の規定）</u> <u>第十三条 法第十七条第一項の政令で定める法律は、別表第二の中欄に掲げる法律とし、同項の政令で定める規定は、同表の中欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に定める規定とする。</u></p>	<p><u>（特定有害廃棄物等の輸出等の適正な実施の確保に係る法律の規定）</u> <u>第四条 法第十四条第一項の政令で定める法律は、別表第二の中欄に掲げる法律とし、同項の政令で定める規定は、同表の中欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に定める規定とする。</u></p>

改正後	改正前																																				
<p>(特定有害廃棄物等の輸入等の適正な実施の確保に係る法律の規定)</p> <p>第十四条 法第十七条第二項の政令で定める法律は、別表第三の中欄に掲げる法律とし、同項の政令で定める規定は、同表の中欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に定める規定とする。</p> <p>(手数料)</p> <p>第十五条 法第二十条の規定により別表第四の第二欄に掲げる者が納付しなければならない手数料の額は、同表の第三欄に定める金額（電子申請（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。以下同じ。）による場合にあっては、同表の第四欄に定める金額）とする。</p>	<p>(特定有害廃棄物等の輸入等の適正な実施の確保に係る法律の規定)</p> <p>第五条 法第十四条第二項の政令で定める法律は、別表第三の中欄に掲げる法律とし、同項の政令で定める規定は、同表の中欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に定める規定とする。</p> <p>(手数料)</p> <p>第六条 法第十七条の規定により別表第四の上欄に掲げる者が納付しなければならない手数料の額は、同表の中欄に定める金額（電子申請（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。以下同じ。）による場合にあっては、同表の下欄に定める金額）とする。</p>																																				
別表第一（第四条関係）	別表第一（第三条関係）																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">法律</th> <th style="text-align: center;">規定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">一</td> <td>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）</td> <td>第十二条第一項若しくは第二項、第十二条の二第一項若しくは第二項、第十四条第十二項、第十四条の四第十二項又は第十九条の三から第十九条の六まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">二</td> <td>火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）</td> <td>第十一条第二項、第二十条第二項又は第二十七条の二</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">三</td> <td>毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第百三十三号）</td> <td>第十一条第二項若しくは第三項、第十五条の二又は第十六条</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">四</td> <td>高压ガス保安法（昭和二十六年法律第百二十四号）</td> <td>第十一条第二項（高压ガスの製造に係る貯蔵及び導管による輸送に係る部分に限る。）、第十五条第一項、第二十条の六第一項（高压ガスの販売に係る貯蔵及び導管による輸送に係る部分に限る。）、第二十三条又は第二十五条</td> </tr> </tbody> </table>		法律	規定	一	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）	第十二条第一項若しくは第二項、第十二条の二第一項若しくは第二項、第十四条第十二項、第十四条の四第十二項又は第十九条の三から第十九条の六まで	二	火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）	第十一条第二項、第二十条第二項又は第二十七条の二	三	毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第百三十三号）	第十一条第二項若しくは第三項、第十五条の二又は第十六条	四	高压ガス保安法（昭和二十六年法律第百二十四号）	第十一条第二項（高压ガスの製造に係る貯蔵及び導管による輸送に係る部分に限る。）、第十五条第一項、第二十条の六第一項（高压ガスの販売に係る貯蔵及び導管による輸送に係る部分に限る。）、第二十三条又は第二十五条	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">法律</th> <th style="text-align: center;">規定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">一</td> <td>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）</td> <td>第十二条第一項若しくは第二項、第十二条の二第一項若しくは第二項、第十四条第十二項、第十四条の四第十二項又は第十九条の三から第十九条の六まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">二</td> <td>火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）</td> <td>第十一条第二項、第二十条第二項又は第二十七条の二</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">三</td> <td>毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第百三十三号）</td> <td>第十一条第二項若しくは第三項、第十五条の二又は第十六条</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">四</td> <td>高压ガス保安法（昭和二十六年法律第百二十四号）</td> <td>第十一条第二項（高压ガスの製造に係る貯蔵及び導管による輸送に係る部分に限る。）、第十五条第一項、第二十条の六第一項（高压ガスの販売に係る貯蔵及び導管による輸送に係る部分に限る。）、第二十三条又は第二十五条</td> </tr> </tbody> </table>		法律	規定	一	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）	第十二条第一項若しくは第二項、第十二条の二第一項若しくは第二項、第十四条第十二項、第十四条の四第十二項又は第十九条の三から第十九条の六まで	二	火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）	第十一条第二項、第二十条第二項又は第二十七条の二	三	毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第百三十三号）	第十一条第二項若しくは第三項、第十五条の二又は第十六条	四	高压ガス保安法（昭和二十六年法律第百二十四号）	第十一条第二項（高压ガスの製造に係る貯蔵及び導管による輸送に係る部分に限る。）、第十五条第一項、第二十条の六第一項（高压ガスの販売に係る貯蔵及び導管による輸送に係る部分に限る。）、第二十三条又は第二十五条						
	法律	規定																																			
一	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）	第十二条第一項若しくは第二項、第十二条の二第一項若しくは第二項、第十四条第十二項、第十四条の四第十二項又は第十九条の三から第十九条の六まで																																			
二	火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）	第十一条第二項、第二十条第二項又は第二十七条の二																																			
三	毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第百三十三号）	第十一条第二項若しくは第三項、第十五条の二又は第十六条																																			
四	高压ガス保安法（昭和二十六年法律第百二十四号）	第十一条第二項（高压ガスの製造に係る貯蔵及び導管による輸送に係る部分に限る。）、第十五条第一項、第二十条の六第一項（高压ガスの販売に係る貯蔵及び導管による輸送に係る部分に限る。）、第二十三条又は第二十五条																																			
	法律	規定																																			
一	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）	第十二条第一項若しくは第二項、第十二条の二第一項若しくは第二項、第十四条第十二項、第十四条の四第十二項又は第十九条の三から第十九条の六まで																																			
二	火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）	第十一条第二項、第二十条第二項又は第二十七条の二																																			
三	毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第百三十三号）	第十一条第二項若しくは第三項、第十五条の二又は第十六条																																			
四	高压ガス保安法（昭和二十六年法律第百二十四号）	第十一条第二項（高压ガスの製造に係る貯蔵及び導管による輸送に係る部分に限る。）、第十五条第一項、第二十条の六第一項（高压ガスの販売に係る貯蔵及び導管による輸送に係る部分に限る。）、第二十三条又は第二十五条																																			
別表第二（第十三条関係）	別表第二（第四条関係）																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">法律</th> <th style="text-align: center;">規定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">一</td> <td>廃棄物の処理及び清掃に関する法律</td> <td>第十九条の三から第十九条の六まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">二</td> <td>火薬類取締法</td> <td>第四十五条又は第四十五条の二第一項（災害の発生を防止するための必要な応急の措置に係る部分に限る。）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">三</td> <td>毒物及び劇物取締法</td> <td>第十五条の三</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">四</td> <td>高压ガス保安法</td> <td>第三十九条</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">五</td> <td>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律</td> <td>第三十九条第三項又は第四十条</td> </tr> </tbody> </table>		法律	規定	一	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第十九条の三から第十九条の六まで	二	火薬類取締法	第四十五条又は第四十五条の二第一項（災害の発生を防止するための必要な応急の措置に係る部分に限る。）	三	毒物及び劇物取締法	第十五条の三	四	高压ガス保安法	第三十九条	五	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	第三十九条第三項又は第四十条	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">法律</th> <th style="text-align: center;">規定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">一</td> <td>廃棄物の処理及び清掃に関する法律</td> <td>第十九条の三から第十九条の六まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">二</td> <td>火薬類取締法</td> <td>第四十五条又は第四十五条の二第一項（災害の発生を防止するための必要な応急の措置に係る部分に限る。）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">三</td> <td>毒物及び劇物取締法</td> <td>第十五条の三</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">四</td> <td>高压ガス保安法</td> <td>第三十九条</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">五</td> <td>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律</td> <td>第三十九条第三項又は第四十条</td> </tr> </tbody> </table>		法律	規定	一	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第十九条の三から第十九条の六まで	二	火薬類取締法	第四十五条又は第四十五条の二第一項（災害の発生を防止するための必要な応急の措置に係る部分に限る。）	三	毒物及び劇物取締法	第十五条の三	四	高压ガス保安法	第三十九条	五	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	第三十九条第三項又は第四十条
	法律	規定																																			
一	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第十九条の三から第十九条の六まで																																			
二	火薬類取締法	第四十五条又は第四十五条の二第一項（災害の発生を防止するための必要な応急の措置に係る部分に限る。）																																			
三	毒物及び劇物取締法	第十五条の三																																			
四	高压ガス保安法	第三十九条																																			
五	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	第三十九条第三項又は第四十条																																			
	法律	規定																																			
一	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第十九条の三から第十九条の六まで																																			
二	火薬類取締法	第四十五条又は第四十五条の二第一項（災害の発生を防止するための必要な応急の措置に係る部分に限る。）																																			
三	毒物及び劇物取締法	第十五条の三																																			
四	高压ガス保安法	第三十九条																																			
五	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	第三十九条第三項又は第四十条																																			

改正後				改正前			
別表第三（第十四条関係）				別表第三（第五条関係）			
	法律	規定			法律	規定	
一	火薬類取締法	第四十五条又は第四十五条の二第一項（災害の発生を防止するための必要な応急の措置に係る部分に限る。）		一	火薬類取締法	第四十五条又は第四十五条の二第一項（災害の発生を防止するための必要な応急の措置に係る部分に限る。）	
二	毒物及び劇物取締法	第十五条の三		二	毒物及び劇物取締法	第十五条の三	
三	高压ガス保安法	第三十九条		三	高压ガス保安法	第三十九条	
四	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	第三十九条第三項又は第四十条		四	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	第三十九条第三項又は第四十条	
別表第四（第十五条関係）				別表第四（第六条関係）			
	納付しなければならない者	金額	電子申請による場合における金額		納付しなければならない者	金額	電子申請による場合における金額
一	輸出移動書類の交付を受けようとする者	一万二千元	一万六百元	一	輸出移動書類の交付を受けようとする者	一万二千元	一万六百元
二	輸出移動書類の再交付を受けようとする者	九千七百元	八千三百円	二	輸出移動書類の再交付を受けようとする者	九千七百元	八千三百円
三	輸入移動書類の交付一を受けようとする者	一万六千七百元	一万五千三百円	三	輸入移動書類の交付一を受けようとする者	一万六千七百元	一万五千三百円
四	輸入移動書類の再交付を受けようとする者	九千七百元	八千三百円	四	輸入移動書類の再交付を受けようとする者	九千七百元	八千三百円
五	輸入移動書類の書換え一えを受けようとする者	一万七千五百円	一万五千七百元	五	輸入移動書類の書換え一えを受けようとする者	一万七千五百円	一万五千七百元
六	法第十四条第一項の認定又はその更新を受けようとする者	三万八千八百円	三万九千九百円		(新設)		
七	法第十四条第五項の認定を受けようとする者	二万七千九百円	二万七千七百円		(新設)		
八	法第十五条第一項の認定又はその更新を受けようとする者	二十万三千八百円	十九万七千三百円		(新設)		
九	法第十五条第五項において準用する法第十四条第五項の認定を受けようとする者	四万三千五百円	三万七千七百円		(新設)		
十	法第十六条において準用する法第十条第四項の規定により移動書類の書換えを受けようとする者	一万七千五百円	一万五千七百元		(新設)		

行政情報

環循適発第1802021号
環循規発第1802021号
平成30年2月2日

各都道府県・政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省 環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長

廃棄物規制課長

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を 改正する省令の施行について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成30年環境省令第1号）は、平成30年2月2日に公布され、同日から施行されることとなった。

については、下記事項に留意の上、その運用に遺漏なきを期されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第一 改正の趣旨

一般廃棄物及び産業廃棄物の処理に係る特例（再生利用、広域的処理及び無害化処理）に係る環境大臣の認定を受けた者（以下「再生利用等認定業者」という。）は、名称、代表者等を変更したときは、「変更の日から10日以内」に環境大臣に届け出なければならないこととされている。また、再生利用等認定業者が法人の場合は、当該変更の届出において、代表者等を変更するときは登記事項証明書を添付しなければならないこととされている。

一方、登記事項証明書の交付の前提となる変更登記については、変更から2週間以内に変更の登記をすることになっており（会社法（平成17年法律第86号）第915条）、変更登記の標準処理期間は、申請書の提出から即日ないし10日程度とされている。したがって、再生利用等認定業者が法人であって、登記事項証明書の添付を要する変更届出を行う場合については、「変更の日から10日以内」とする提出期限を超過する可能性があるため、所要の改正を行ったものである。

ADMINISTRATION INFORMATION

また、産業廃棄物処理業等の実施に関し優れた能力及び実績を有する者として環境省令で定める基準に適合する産業廃棄物処理業者等の許可の更新期間に係るいわゆる優良産廃処理業者認定制度については、その認定基準として、申請者が法人である場合には、直前3年の事業年度における貸借対照表等を年一回以上、インターネットを利用する方法により公表等することを規定していたところである。しかしながら、当該規定については、一部で企業の実務運営等とそぐわない運用が行われていることから、当該規定の趣旨の明確化を図るため、改正を行ったものである。なお、株式会社以外の法人についても、直前3年間における貸借対照表等又はこれらに相当する事項を、定時株主総会に準ずる機関等で報告又は承認された後等のタイミングで、少なくとも毎年更新し、その都度公表していることという趣旨で適用されることを申し添える。

第二 改正の内容

- 1 一般廃棄物及び産業廃棄物の処理に係る特例（再生利用、広域的処理及び無害化処理）に係る変更の届出期間（第6条の8、第6条の21の2及び第6条の24の9関係）
一般廃棄物及び産業廃棄物の処理に係る特例（再生利用、広域的処理及び無害化処理）に係る変更の届出について、法人で登記事項証明書を添付すべき場合にあっては、その提出期限を30日以内とする。
※第12条の12の7、第12条の12の13及び第12条の12の19の規定により、産業廃棄物についても適用される。
- 2 優良産廃処理業者認定制度に係る情報の更新時期（第9条の3第2号、第10条の4の2第2号、第10条の12の2第2号及び第10条の16の2第2号関係）
優良産廃処理業者認定制度の認定基準中、貸借対照表等を更新すべき場合（情報の更新頻度）について、「一年に一回以上」を「少なくとも定時株主総会で承認を受け、又は報告された都度」に改める。
- 3 その他
広域的処理認定制度に係る変更の届出（第6条の21の2第2項（第12条の12の13の規定により、産業廃棄物についても適用される。）関係）に当たり、環境大臣に提出する届出書に添付する書類に、認定証を添付することを不要とする等とする。

行政情報

基 発 0130 第 5 号
平成30年 1月30日

公益社団法人全国産業廃棄物連合会長 殿

厚生労働省労働基準局長

除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のための ガイドライン等の改正について

労働安全衛生行政の運営につきましては、平素より格段の御理解、御協力をいただきお礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質に係る除染等業務、特定線量下業務及び事故由来廃棄物等の処分業務に従事する労働者の放射線障害を防止するため、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（平成23年厚生労働省令第152号。以下「除染電離則」という。）及び「電離放射線障害防止規則」（昭和47年労働省令等41号。以下「電離則」という。）等を施行等するとともに、「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」（平成23年12月22日付け基発1222第6号）、「特定線量下業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」（平成24年6月15日付け基発0615第6号）及び「事故由来廃棄物等処分業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」（平成25年4月12日付け基発0412第2号）を定め、その適切な実施を指導しているところです。

今般、平成30年2月から平成34年1月までの3箇月ごとの期間について、土壌等の放射能濃度の簡易測定に関する係数を追記するなどこれらのガイドラインを改正いたしました。

つきましては、下記改正内容に御留意の上、貴団体会員に対し周知いただくとともに、除染等業務等における放射線障害防止策の一層の推進を図られるようお願い申し上げます。

おって、各ガイドラインの改正箇所については、別添参考資料を御参照ください。

記

- 1 「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」を別添1のとおり改めること。
- 2 「特定線量下業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」を別添2のとおり改めること。
- 3 「事故由来廃棄物等処分業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」を別添3のとおり改めること。

ADMINISTRATION INFORMATION

平成30年3月1日

公益社団法人大阪府産業廃棄物協会
会長 片測 昭人 様

大阪市環境局環境管理部産業廃棄物規制担当課長
大阪市環境局事業部一般廃棄物指導課長

適正な収集・運搬に係る周知について(依頼)

時下、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、本市環境行政にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、先般、市民の方より「点滴の袋等(医療系廃棄物)が道路上に散乱している。点滴の袋、針、薬品の袋(動物用との記載あり)があった。」とのご指摘がありました。本件は、廃棄物を運搬する際に何らかの原因で路上に散乱したのではないかと考えられます。

ご承知のように、廃棄物を収集運搬する際には「飛散・流出しないようにすること」、また、動物病院等を含む医療機関等において生じた注射針等の感染性廃棄物は特別管理産業廃棄物に該当し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律においては、運搬容器に収納し、他の物と区分する等の収集・運搬の基準を遵守するよう規定されております。

つきましては、ご多用のところ誠に恐縮ではございますが、適正な収集・運搬にご留意いただきますよう、貴団体の皆様へご周知賜りますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

[お問い合わせ]**○産業廃棄物処理業の許可・産業廃棄物処理業者の指導監督に関すること**

環境局環境管理部環境管理課産業廃棄物規制グループ

電話 06-6630-3284 Fax 06-6630-3581

○一般廃棄物処理業の許可・一般廃棄物処理業者の指導監督に関すること

環境局事業部一般廃棄物指導課

電話 06-6630-3265 Fax 06-6630-3581

行政情報

処分料金を改定します ～平成30年4月1日から実施～

皆様には平素より、大阪湾フェニックス計画の推進あたり格段ご理解とご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当センターでは平成30年4月1日から処分料金を改定します。

これは、廃棄物受入期間の延長と港湾管理者の負担を軽減することによる所要経費の増加に対応するため、平成23年度末に基本計画の変更認可をいただいた上での改定です。

改定にあたっては、一度に大幅改定すると影響が大きいことから、激変緩和措置として、平成24年度から3年ごと3回に分けて同額の改定を行うものであり、今回はその3回目となります。

当センターとしては、さらなる経営の効率化・経費削減に努めてまいりますので、皆様のご理解とご協力を重ねてお願いいたします。

処分料金改定表

平成30年4月1日改定
税込(円/トン)

区 分	現行処分料金 〔H27.4.1～〕	改定処分料金 〔H30.4.1～〕	備 考	
一般廃棄物	9,072円	10,908円		
産業廃棄物	上水汚泥（公共系）	9,072円	10,908円	
	下水汚泥（公共系）	9,072円	10,908円	
	燃え殻	18,468円	20,304円	
	汚泥A	11,232円	13,068円	
	汚泥B	13,932円	15,768円	
	鋳さい	9,612円	11,448円	
	ばいじん	18,468円	20,304円	
	廃プラスチック類	13,932円	15,768円	
	ゴムくず	12,960円	14,796円	
	がれき類	8,640円	10,476円	
	金属くず	10,800円	12,636円	
	ガラスくず及び陶磁器くず	10,800円	12,636円	
	シュレッダーダスト	22,896円	24,732円	
	その他の産業廃棄物	18,468円	20,304円	石綿含有産業廃棄物等
	陸上残土A	1,188円	同左	
陸上残土B	1,512円	同左		
管理を要する陸上残土A・B	11,988円	同左		

【お問い合わせ先】 大阪湾広域臨海環境整備センター 業務課
TEL (06) 6204-1722

ADMINISTRATION INFORMATION

法務省大阪矯正管区からのお知らせ

受刑者・少年院在院者を雇用して
人材確保と社会貢献を実現しませんか

コレワーク西日本では、受刑者等の雇用を検討されている事業主の方に採用手続のためのお手伝いをさせていただきます！

お気軽に電話又はメールにてご相談ください。

雇用情報提供サービス

- 全国の受刑者・少年院在院者の資格、職歴、帰住予定地などの情報を一括管理
- 事業主の方の雇用ニーズにマッチする者を収容する矯正施設を素早くご紹介

就労支援相談窓口サービス

- 事業主の方に対する各種支援制度をご案内
- 事業主の方に対する矯正施設見学会、矯正展、職業訓練見学会をご案内

採用手続支援サービス

- 事業主の方の矯正施設での採用手続を幅広くサポート

求人の際は、ハローワークをご利用の上、特定の矯正施設を指定して求人票を登録する「受刑者等専用求人」をご活用ください。

法務省
コレワーク

検索



コレワーク西日本

(大阪矯正管区矯正就労支援情報センター)

【所在地】〒540-0008 大阪府中央区大手前4-1-67
大阪合同庁舎第2号館本館4階

【電話番号】06-6941-5780

【e-mail】recruit-inmates-osaka@cccs.moj.go.jp

【受付時間】平日 10:00~17:00

行政情報

社会保険（厚生年金・健康保険）への 加入手続きはお済みですか？

加入義務について

○次の事業所は、厚生年金保険・健康保険への加入が**法律で義務づけられています。**（強制適用事業所）

すべての法人事業所
（被保険者1人以上）

個人事業所
（常時従業員を5人以上雇用している）

※法人事業所であっても、学校法人の事業所は私立学校職員共済制度に加入することになります。
 ※製造業、鉱業、電気ガス業、運送業、貨物積卸し業、物品販売業、金融保険業、保管賃貸業、媒体幹旋業、集金案内広告業、清掃業、土木建築業、教育研究調査業、医療事業、通信報道業、社会福祉事業の16業種については、常時従業員を5人以上雇用している個人事業所も対象となります。（サービス業の一部、農林業、水産業、畜産業、法務などの事業所は対象となりません。）
 ※強制適用事業所以外の事業所でも、一定の条件を満たせば厚生年金保険・健康保険に加入することができます。（任意適用事業所）

○厚生年金保険・健康保険は、**会社（事業所）単位で適用となります。**

○適用事業所に使用される人で、以下に該当する人は、すべて厚生年金保険・健康保険の被保険者となります。

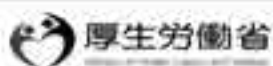
- ① 正社員、法人の代表者、役員の場合
- ② (a)週の所定労働時間が20時間以上、(b)勤務期間が1年以上見込まれること、(c)月額賃金が8万8千円以上、(d)学生以外、(e)従業員50人以上の企業に勤務、以上の5つの要件を全て満たす方の場合

被保険者の要件を満たしています。
直ちに年金事務所に相談しましょう。

- ③ パートタイマー・アルバイト等であって、週30時間未満であっても、同じ会社（事業所）の正社員の1週間の所定労働の4分の3以上働いている方の場合
（例：正社員が週40時間働いている場合に週30時間以上働いている方）

被保険者の要件を満たす場合があります。

○適用要件や加入手続きに関するお問い合わせ先（日本年金機構）
<https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/>



ADMINISTRATION INFORMATION

社会保険に加入するメリットは？

①保険料の半分は会社が負担します

- 厚生年金保険や健康保険の保険料は、**会社と被保険者が半分ずつ負担します。**
被扶養者の方の保険料負担はありません。

②老齢年金の給付額が増えます

- 厚生年金保険に加入すると、その期間分の国民年金と厚生年金保険の両方の給付があるため、**給付額が増えます。**

(モデルケース) 月収200,000円の場合

保険料負担(1月当たり)			年金給付の増加額(1年当たり)		
健康保険	厚生年金	合計	1年加入	20年加入	40年加入
9,910円	18,184円	28,094円	13,200円	263,000円	526,200円

※年金給付の増加額は、厚生年金保険に加入した場合に増える額を指します。

③障害年金の給付が充実

- 厚生年金保険に加入すると、障害を負ったときの**障害年金の給付額が増えます。**



④遺族年金の給付が充実

- 国民年金に加入すると、加入者が万一お亡くなりになった場合に遺族基礎年金が支給されますが、子どもが18歳になるまでの給付となります。
- 厚生年金保険に加入すると、なくなられた方の配偶者は、**生涯、遺族厚生年金の給付が受けられるので安心です。**

⑤医療保険(健康保険)の給付が充実

- 健康保険に加入すると、ケガや出産によって仕事を休まなければならない場合に、**賃金の3分の2程度の給付があります。**
(傷病手当金、出産手当金)

行政情報

労働保険（労災保険・雇用保険）への 加入手続きはお済みですか？

加入義務について

- ◆ 次の事業場は、労働保険への加入が法律で義務づけられています。（強制適用事業場）

常勤、パート、アルバイト、派遣等の名称や雇用形態にかかわらず、
労働者を1人でも雇っている事業場は加入義務があります。

※5人未満の労働者を使用する個人経営の農林水産の事業については、強制適用事業場から除外されています。
※強制適用事業場以外の事業場でも、要件を満たせば労災保険と雇用保険に加入することができます。（任意加入制度）

**労働者とは、職業の種類にかかわらず、事業に使用される者で、
労働の対価としての賃金が支払われる者のことをいいます。**

短時間労働者（パート、アルバイト等）について

労災保険は、短時間労働者を含む全ての労働者が対象となりますが、
雇用保険は、一定の条件を満たさない短時間労働者は対象とならないことがあります。

※その他、法人の役員、同窓の親族、高校・大学等の専従学生等には、労災保険・雇用保険の対象とならない者もいます。

労働保険に加入するメリットは？

- ◆ お支払いいただいた労働保険料は、労災保険と雇用保険で次のように使われています。

労災
保険

労働者が仕事（業務）や通勤が原因で負傷した場合、また、
病気になった場合や亡くなった場合に、**被災労働者や遺族を保護する
ための給付等**を受けられます。

※平成27年度は、約62万人に新規の療養補償給付等を行い、約22万人に労災年金を支給しました。

雇用
保険

労働者が失業した場合や働き続けることが困難になった場合、
また自ら教育訓練を受けた場合に、**生活・雇用の安定と
就職の促進**を図るための給付等を受けられます。

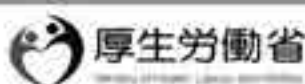
※平成27年度は、約121万人に新規の一般求職者給付（いわゆる失業手当）を行いました。

- ◆ 保険料の負担について

労働保険料のうち、**労災保険分は全額事業主負担、
雇用保険分は事業主と労働者双方の負担**になります。

労働保険料は、労働者に支払う賃金の総額と保険料率（労災保険率+雇用保険率）から決まります。
※労災保険率および雇用保険率が事業の種類ごとに定められているため、労働保険料は事業の種類
により異なります。

○ 適用要件や加入手続き等に関するお問い合わせ先（都道府県労働局）
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/pref.html



ADMINISTRATION INFORMATION

よくあるご質問

事業所を設立し事業を開始しましたが、社会保険（厚生年金保険・健康保険）や労働保険（労災保険・雇用保険）に加入しなければなりませんか？

◇すべての法人事業所、または従業員を常時5人以上雇用している個人事業所（一部業種を除く）は、社会保険に加入することが義務づけられています。また、労働保険は、常勤、パート、アルバイト、派遣等の名称や雇用形態にかかわらず、労働者を一人でも雇っている事業場は、加入することが義務づけられています。

5人未満の個人事業者ですが、従業員が社会保険の加入を希望しています。加入できますか？

◇従業員の半数以上が社会保険の加入に同意し、事業主が申請して厚生労働大臣の認可を受けることにより社会保険への加入が可能となります。

パートタイマー・アルバイト等も社会保険に加入の対象となるのでしょうか？

◇パートタイマー・アルバイト等でも、正社員の所定の労働日数、労働時間の4分の3以上働いている方は加入の対象となります。

年金受給権がある従業員は、厚生年金保険に加入しなくても良いですか？

◇適用事業所にお勤めで、加入要件を満たさず働き方をしている方は、厚生年金保険については70歳、健康保険については75歳に達するまで加入する必要があります。

事業所が社会保険や労働保険に加入する手続はどうすればよいのですか？

◇社会保険は事業主からの届出が必要です。届出用紙は日本年金機構のホームページからダウンロードいただくか、管轄の年金事務所にお問い合わせください。労働保険は、事業主から管轄の労働基準監督署又は公共職業安定所に届出を提出していただくことが必要です。届出用紙は管轄の労働基準監督署へお問い合わせください。

社会保険や労働保険の加入手続きを怠っているとどのような問題がありますか？

（社会保険）

◇年金事務所から繰り返し加入指導を受けているにもかかわらず、手続を行わない事業主に対しては、必要に応じて立入検査を実施し、職権により遡って加入手続を行い、保険料額を決定します。

（労働保険）

◇労働局等から指導を受けたにもかかわらず、労働保険への加入手続を行わない事業主に対しては、政府が職権により成立手続を行い、労働保険料額を決定し、手続を行っていない過去の期間についても遡って徴収します。併せて、追徴金も徴収します。また、労働保険料や追徴金を支払っていただけない場合には、滞納者の財産について差押え等の処分を行います。

◇事業主が、故意または重大な過失により労災保険の保険関係成立届を提出していない、いわゆる未手続の期間中に生じた事故について労災保険給付を行った場合は、労働基準法の規定による災害補償の価額の範囲で、保険給付に要した費用に相当する金額の全部または一部を事業主から徴収します。

◇雇用調整助成金（休業等によって雇用維持を図る事業主に助成）や、特定求職者雇用開発助成金（高齢者や障害者など、就職が特に困難な者を雇い入れる事業主に助成）などの、事業主のための雇用関係助成金については、労働保険料の滞納がある場合、受給できない可能性があります。

メールマガジン「Clean Life オンライン」好評配信中!

会員を対象にメールマガジン「Clean Life オンライン」を配信中です。すでに多数の会員の方にご登録いただいておりますが、まだまだ受付中です。配信ご希望の会員の方は本会ウェブサイトでのプライバシーポリシーをご確認のうえ、同意された場合には下記要領に従い、配信先メールアドレスのご登録（無料）をお願い申し上げます。

公益社団法人大阪府産業廃棄物協会のプライバシーポリシーの開示
<http://www.o-sanpai.or.jp/privacy>

なお、メールマガジン配信にご登録をされますと、ファックスによる情報提供は停止されます。予めご了承ください。

【メールマガジン配信先のご登録要領】

- 次の事項をご記入の上、**office@o-sanpai.or.jp**に送信してください。
 - ①会員の名称
 - ②ご担当者所属・役職・氏名
 - ③電話番号
 - ④配信先メールアドレス（1会員につき1メールアドレスのみの登録となります）
- 送信時の件名は「メールマガジン配信希望（会員の名称）」としてください。

Clean Lifeオンラインのバックナンバー

11月16日
 Vol.50 ■ 廃掃法施行令の一部を改正する政令案等の意見の募集について

11月17日
 Vol.51 ■ 低炭素型廃棄物処理支援事業補助金（廃棄物収集運搬車の低燃費化を図る事業）の公募について

11月28日
 Vol.52 ■ 国内資源循環確保に向けたプラスチックリサイクル体制整備の緊急支援について

12月4日
 Vol.53 ■ 産業廃棄物行政の現状と今後の展望（環境省資料）

12月5日
 Vol.54 ■ 社会保険制度及び労働保険制度について

12月13日
 Vol.55 ■ 電子マニフェストシステムのデータセンターの移設に伴う一時中断の取扱いについて

12月18日
 Vol.56 ■ 平成30年度税制改正大綱について

12月22日
 Vol.57 ■ 大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス）処分料金の改定について

1月9日
 Vol.58 ■ なにわサンパイ塾のご案内

1月12日
 Vol.59 ■ 〈堺市主催〉アスベスト研修会のご案内

1月12日
 Vol.60 ■ 産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメント研修会開催のご案内

1月15日
 Vol.61 ■ （公社）全国産業廃棄物連合会作成 食品廃棄物の処理料金に関する調査結果報告書について

1月29日
 Vol.62 ■ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」等の閣議決定について

1月30日
 Vol.63 ■ （環境省）産業廃棄物処理業からの暴力団排除対策のための講習会

1月31日
 Vol.64 ■ 改正パーゼル法の関係政令等の閣議決定について

2月2日
 Vol.65 ■ セミナー（産廃塾・経営者コース）開催のご案内

2月13日
 Vol.66 ■ 廃棄物収集作業向上研修会のご案内

2月14日
 Vol.67 ■ 中小企業所得拡大促進税制の改組について

2月16日
 Vol.68 ■ 除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン等の改正について

2月22日
 Vol.69 ■ 環境省改正廃棄物処理法（有害使用済機器）に関する説明会のご案内

2月23日
 Vol.70 ■ 法務省大阪矯正管区からのお知らせ

2月26日
 Vol.71 ■ 環境省主催「平成29年度産業廃棄物処理業の振興方策に係る普及啓発シンポジウム」のご案内

3月12日
 Vol.72 ■ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について

3月12日
 Vol.73 ■ 適正な収集・運搬に係る周知について（依頼）

3月13日
 Vol.74 ■ 廃棄物処理法施行令の公布について

始めよう！安全衛生活動

産業廃棄物業界は、他産業と比較して労働災害が多岐にわたる業界です。平成28年度厚生労働省「労働災害動向報告」によれば、廃棄物処理業における労働災害の発生頻度は道路貨物運送業と比べて3倍、建設業と比べると5倍となっています。また、全業種に比べより重篤な災害の割合も高くなっています。

このような状況を踏まえ、公益社団法人大阪府産業廃棄物協会では、産業廃棄物処理業界における労働災害の削減に向けて本会では平成29年度からの3年間を期間とする「公益社団法人大阪府産業廃棄物協会における労働災害防止計画」を策定し、会長が第5期定時総会において「安全衛生推進宣言」を行うなど、下記のようなさまざまな安全衛生活動推進に取り組んでいます。

安全衛生活動とは？

- 安全衛生管理体制の整備
- 労働災害防止のための基本活動
(5S運動・指差呼称・保護具の適切な着用)
- 安全衛生規程の作成
- 安全衛生状況のチェック
- ヒヤリ・ハット活動
- リスクアセスメント活動



セミナーや研修会に参加しましょう！

- 産業廃棄物処理業におけるBCP策定セミナー
平成29年11月16日(水) 13:30~17:00
- リスクアセスメント推進研修会
平成30年2月15日(水) 13:30~17:00
- 廃棄物収集作業向上研修会
平成30年3月9日(金) 13:30~16:00



安全衛生事業資料を活用しましょう！

- 「産業廃棄物処理業に関するBCP策定ガイドライン」
- 「産業廃棄物処理業におけるヒヤリ・ハットの事例分析(第2版)」
- 「廃棄物収集作業マニュアル(第2版)」



「今日も一日で安全に!!」



公益社団法人 大阪府産業廃棄物協会

事 業 報 告

Business Information

ここでは、公益社団法人大阪府産業廃棄物協会が実施・協力した事業等（平成29年11月後半～平成30年3月前半）の概要を紹介します。

産業廃棄物処理業における BCP策定啓発セミナー

- 日 時 平成29年11月16日(木曜日) 13時30分
場 所 大江ビル13階/第5・6会議室
参加者数 46名
開講挨拶 福部 忠(危機管理委員長)
講 義 1 BCP策定の基本と実務～脅威への備えが組織を強くする～
講 師 ミネルヴァベリタス(株)経営コンサルティング部部長 上和田真司氏
制度紹介 大阪府商工会連合会によるBCP策定支援制度のご紹介
登壇者 大阪府商工会連合会事務局次長 中島和典氏
講 義 2 廃棄物処理企業によるBCP策定の事例発表
講 師 木材開発(株)取締役副社長 谷 豊氏



福部危機管理委員長による挨拶



講師の谷豊氏

大阪府災害廃棄物処理に係る図上演習

- 日 時 平成29年11月16日(木曜日) 10時00分～
内 容 大阪府災害廃棄物処理計画に基づき災害発生に備えた事前準備として、国及び市町村等と連携して行う研修や訓練の一環。災害廃棄物処理の府内連会の手順確認。
参画者 田中 公治(建設特別部会長)
龍野 浩一(事務局次長)

循環型社会形成推進功労者等環境大臣表彰

- 日 時 平成29年11月17日(金曜日) 13時45分
場 所 高知県 三翠園/富士の間
受賞者 奥野 健治(収集運搬副部会長)



成田浩司環境省廃棄物規制課長(右)から表彰状を受け取る奥野健治氏(左)



受賞の奥野健治氏(前列左から二人目)おめでとうございます!

第7回大阪マラソンに伴って生じる 産業廃棄物の回収協力

日 付 平成29年11月26日(日曜日)
 内 容 産業廃棄物の回収ボランティア
 協力企業 合同衛生(株)、(株)さつき、(有)新垣商店、
 信和商事(株)、(株)大建工業所、(株)浜田、
 (株)布施興業、(株)マルサン (50音順)



今年も会員企業による産業廃棄物回収が
ボランティアで行われました

第2回さんばいフォーラム(MEGURU) ～地域社会の持続可能性を 産業廃棄物処理業界の視点で考える～

詳細は本誌2ページに掲載

廃棄物不適正処理巡視事業

日 付 平成29年12月7日(木曜日)
 場 所 枚方市、交野市
 参画者 白坂 悦一(収集運搬部会員)
 浜野 雅浩(青年部員)
 内海 浩子(事務局調査担当)



墓地の入口に不法投棄とは！

日 付 平成30年1月16日(火曜日)
 場 所 大阪市
 参画者 近道光一郎(収集運搬部会員)
 伊山 雄太(青年部員)
 内海 浩子(事務局調査担当)



廃棄物を積んだ車ごと長年にわたり放置されている

日 付 平成30年1月26日(金曜日)
 場 所 貝塚市、熊取町
 参画者 池辺 充(収集運搬部会員)
 井上 拓哉(青年部員)
 内海 浩子(事務局調査担当)



錆びた消火器(右)と比較的新しい消火器(左)がある
ことから継続的に不法投棄される場所と考えられる

日 付 平成30年 2 月20日(火曜日)

場 所 高槻市、島本町

参画者 高野誠一郎(収集運搬部会員)

芝田 健(青年部員)

内海 浩子(事務局調査担当)



産業廃棄物も一般廃棄物も混合して
高く積まれている状態

大阪府「みんなで防止!!石綿飛散」推進会議

日 時 平成29年12月14日(木曜日) 14時00分

場 所 大阪府咲洲庁舎/30階共用会議室

議 題 推進会議の構成員の追加等について
国・府における石綿対策等の取組み等について

石綿飛散防止に係る周知の取組みについて

参画者 塩見 頼彦(再生処分部会長)

龍野 浩一(事務局次長)

平成29年度 電子マニフェスト操作体験セミナー

日 時 第8回 平成29年12月20日(水) 10時00分

第9回 同上 14時00分

第10回 平成30年 1 月30日(火) 10時00分

第11回 同上 14時00分

場 所 大阪産業創造館/パソコン実習室

参加者数 合計48名

内 容 電子マニフェストのデモシステムを利用
した操作体験

講 師 辻岡 昌子(事務局事業主任)

全国産業廃棄物連合会近畿地域協議会

日 時 平成30年 1 月19日(金曜日) 15時00分

場 所 ホテルオークラ神戸/星雲の間

議 題 全国産業廃棄物連合会第8回定時総会に
向けた役員改選のスケジュールについて
平成30年度全国産業廃棄物連合会表彰推
薦書の提出について

フェニックス事業の最近の動向について
講 演 建設リサイクル法本格施行から15年、建
廃処理業を考える

講 師 大阪市立大学名誉教授 山田 優氏

参画者 片渕 昭人(会長)

浜野 廣美(副会長)

白坂 悦夫(副会長)

國中 賢吉(名誉会長兼顧問)

松田 裕雄(専務理事兼事務局長)

辻岡 昌子(事務局事業主任)

第2回全国産業廃棄物連合会正会員事務局 責任者会議

日 時 平成30年 2 月2日(金曜日) 13時30分

場 所 アジュール竹芝14階/天平の間

議 題 平成30年度事業運営について

参画者 松田 裕雄(専務理事兼事務局長)

龍野 浩一(事務局次長)

企業による森づくり連絡調整会

日 時 平成30年 2 月9日(金曜日) 14時00分

場 所 堺第7-3区管理事務所/会議室

議 題 植樹祭実施計画について

参画者 福原 睦美(事務局総務主任)

産廃塾(標準コース)

日 時 平成30年 2 月14日(水曜日) 13時30分

場 所 大阪府産業廃棄物協会/会議室

参加者数 20名

内 容 コミュニケーショントレーニング
「卒業旅行」

講義「産業廃棄物業界におけるwebの
活用」

第1部 営業戦略、人事採用、電子契約

講師 尾崎正孝組織広報委員
第2部 廃棄物管理
講師 片渕則人組織広報委員
グループディスカッション



田中公治組織広報副委員長による挨拶



講義風景

産業廃棄物処理業における リスクアセスメント推進研修会

日時 平成30年2月15日(木曜日) 13時30分
場所 大江ビル13階/第5・6会議室
参加者数 50名
講義1 “産業廃棄物処理業におけるヒヤリ・ハットの事例分析”の活用について
講師 國中 賢一(危機管理副委員長)
講義2 産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメントの必要性
講師 高島 浩司(危機管理委員副委員長)
講義3 リスクアセスメントの基本と実施に向けて
講師 中央労働災害防止協会
近畿安全衛生サービスセンター
専門役 高木 秀文氏
演習 リスクアセスメントの体験



福部忠危機管理委員長による挨拶



講師の高木秀文氏

産廃塾(経営者コース)



塩見頼彦再生処分会長による挨拶



講師の田中靖訓氏

日時 平成30年2月20日(火曜日) 15時00分
場所 大阪市中央区農人橋1-1-22
大江ビル13階/第5・6会議室

参加者数 52名

講演 加速する廃棄物処理業者の海外事業

講師 リマテックホールディングス(株)

代表取締役 田中 靖訓 氏

奈良県産業廃棄物排出事業所管理者研修

日時 平成30年2月21日(水曜日) 10時00分

場所 橿原ロイヤルホテル2階

参加者数 136名

講演 通知で確認する廃棄物処理法の実務

講師 龍野 浩一(事務局次長)

共生の森植樹祭

日時 平成30年3月3日(土曜日) 10時00分

場所 堺第7-3区/共生の森

内容 最終処分場跡緑化のための植樹

参加者 平尾 道哉(青年部長)

浜野 雅浩(青年部員)

福原 睦美(事務局総務主任)



廃棄物収集作業向上研修会



垣中清忠委員長による挨拶



講師の岡本賢晃氏

日時 平成30年3月9日(金曜日) 14時00分

場所 大江ビル13階/第6会議室

参加者数 34名

講義1 プロドライバーと法令遵守

講師 UDトラックス(株) 岡本 賢晃氏

講義2 収集運搬作業時に起こる事故を未然に防ぐ方法

講師 小林 一郎(収集運搬副部長)

東 宏司(収集運搬部会員)

上出 広幸(収集運搬部会員)

近道光一郎(収集運搬部会員)

白坂 悦一(収集運搬部会員)

あなたの産業廃棄物運搬車両には
**必要な表示が
 されていますか？**



産業廃棄物収集運搬業者が、他社の産業廃棄物を運搬するときの表示例

産業廃棄物収集運搬車
 株式会社OO産業
 第000000号

産業廃棄物の収集運搬車
 両である旨が正確、正式
 な名称、許可番号下6桁
 が表示されている。

産業廃棄物収集運搬車両には産業廃棄物収集運搬車両であることの
 表示をしなければなりません。

文字の大きさ、表示内容は法律で決められています。

◆車両表示板についてのお問い合わせは、

公益社団法人 大阪府産業廃棄物協会(事務局)

〒540-0011 大阪市中央区農人橋1丁目1番22号 TEL:06-6943-4016

廃棄物処理先進事例調査

平成29年11月10日（金）13：00より本会再生処分部会の先進事例調査として東京都大田区にあるS.P.E.C.株式会社・エコレ城南島を訪問し埋設から出てくる産業廃棄物、汚染土壌処理等について丁寧かつ詳細な説明を受けました。



第24回

S.P.E.C.株式会社・エコレ城南島

東京都大田区城南島3丁目2番8

■概要

商号	S.P.E.C.株式会社 エコレ城南島
創業	平成27年2月
設立	平成29年6月
資本金	5億円
代表者	代表取締役 深江 伯史
所在地	本社 東京都大田区城南島3丁目2番8
社員数	25名
事業内容	産業廃棄物処理事業、汚染土壌処理事業

■工場について

S.P.E.C.株式会社 エコレ城南島は、シグマテック株式会社（本社：東京都中央区日本橋富沢町）を中心に3社で出資し設立された会社である。廃棄物処理法が整備される以前等に埋設された廃棄物（以下「埋設廃棄物」という）を含む土地に対し、東京都都内を中心に開発行為が行われ、それに伴い性状の複雑な埋設廃棄物が発生するケースが増加してきている。

2020年度に開催される東京オリンピックにむけて、今後益々、埋設廃棄物の排出量は増加する見込みであることから、同社はこれまで管理型最終処分場で埋立処分されることの多かった埋設廃棄物をほぼ100%資源化する工場を建設した。また、汚染土壌に関しても、濃度の上限なく処理ができる許可を取得しニーズに応えることができる。

■埋設廃棄物とは

埋設廃棄物は土壌（土砂）に対する廃棄物の混入割合や含水率等により性状が多岐に渡るため、一つの処理方法ですべての埋設廃棄物に対応することは困難である。エコレ城南島では、高度分級施設と湿式分級・洗浄施設を設けることにより、これらの性状に応じた総合的な処理を行っている。その他、攪拌洗浄施設や混合施設を組み合わせることにより、塩濃度が高くセメント工場では受け入れられなかった土壌など、これまで管理型最終処分場で埋立処分されることの多かった埋設廃棄物を建設資材やセメント原料としてリサイクルしている。また湿式分級施設では、その処理の工程を応用することで、焼却灰（主灰）を洗浄し、セメント工場の原料としてリサイクルすることを可能としている。



■汚染土壌の浄化

土壌のうち汚染されているもの（汚染土壌）については、自然由来のものも含め、土壌汚染対策法に定める特定有害物質を含む土壌を対象として処理している。汚染土壌の受け入れ前に成分分析結果を受領し、受け入れの可否や処理方法の検討が行われる。受け入れた汚染土壌は、高度分級施設や湿式分級・洗浄施設、混合施設において異物除去、洗浄、化学脱着、含水率調整、不溶化といった処理が行われる。

処理後は建設資材、セメント原料等に使用されるケースが多い。



■高度分級施設・破碎施設

投入された埋設廃棄物は、まず傾斜振動ふるい機により100mmオーバーのものが除去される。100mmオーバーのものは破碎施設で100mmアンダーに破碎される。また、傾斜振動ふるい機の前に解砕機を設置し、塊になりやすい土砂等をほぐすことで効率的にふるいにかかるよう工夫されている。傾斜振動ふるい機を通過したものは、ジャンピングスクリーンで50mmオーバーのもの、20mm～50mmのもの、20mmアンダーのものに分級される。このジャンピングスクリーンは、ウレタン製のマットを使用しており、目詰まりを防止しながら効率良く分級することを可能としている。

50mmオーバーのものは、磁力選別機で金属を除去した後、手選別によりさらに選別が行われる。20mm～50mmのものは、風力選別機及び磁力選別機でゴミ、金属及び可燃物を除去した後、手選別によりさらに選別が行われる。20mmアンダーのものは、水平振動ふるい機及び磁力選別機でゴミ及び金属を除去した後、目視による異物確認を行い、20mmアンダーの土壌として細粒分ピットに保管される。

その後、選別された廃棄物及び土壌は、性状及び汚染状況に応じて、さらに湿式分級施設、攪拌洗浄施設、混合施設で処理される。



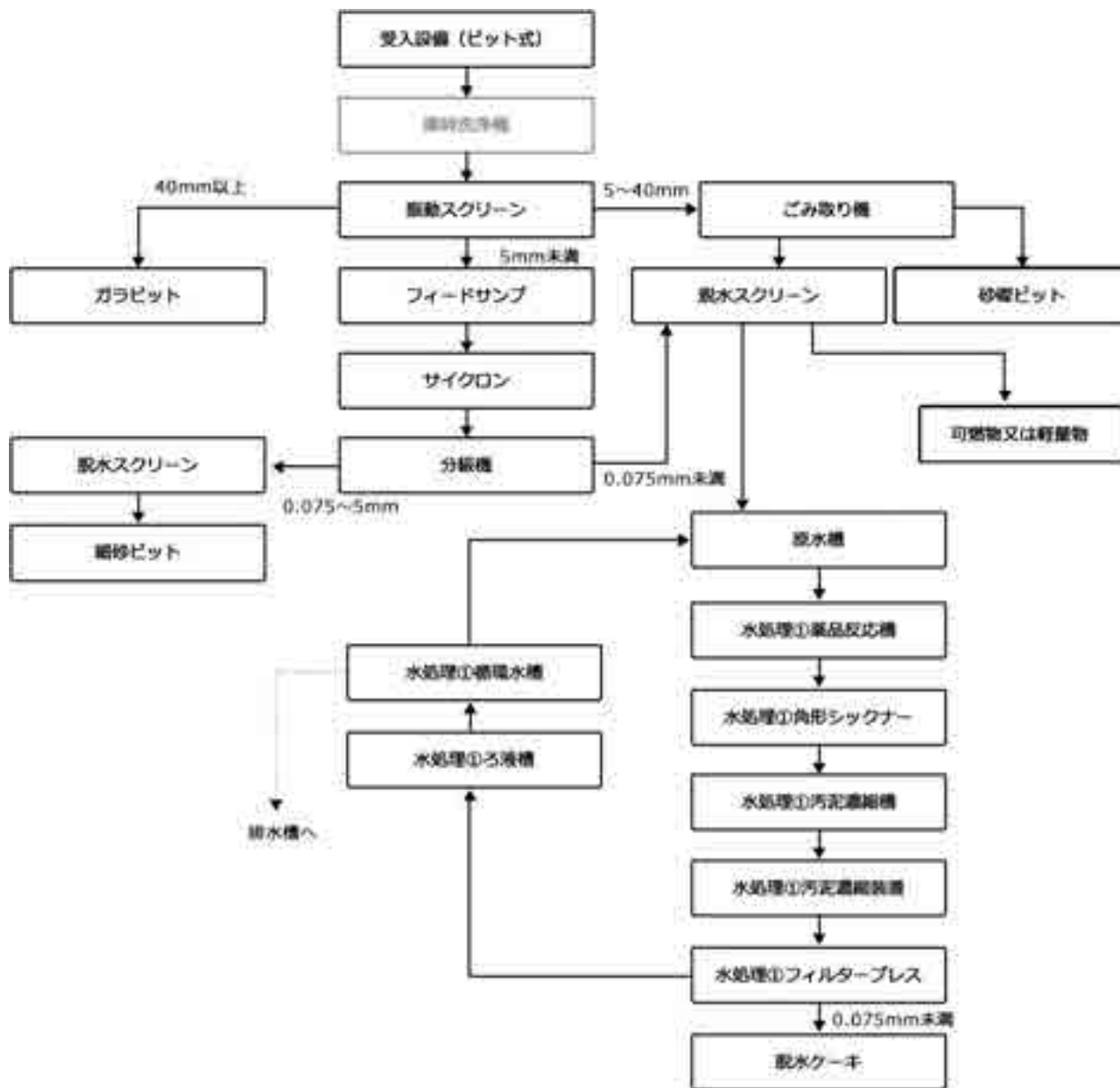


■ 湿式分級・洗浄施設

含水率が高く高度分級施設で処理できない埋設廃棄物や微細な廃棄物を多く含む埋設廃棄物と焼却灰等については、湿式分級・洗浄施設で処理が行われる。湿式分級・洗浄施設では、磁力選別機で金属を除去した後、磨砕洗浄機によって摺り揉み洗浄、流水洗浄が行われた後、振動スクリーン、脱水スクリーン及びごみ取り機等により廃棄物、5mm～40mmの砂礫、0.075mm～5mmの細砂、0.075mm未満の細粒分を含んだ細粒土及び汚泥に選別される。

洗浄後の砂利、砂及び細砂については、分析により汚染物質が残っていないことを確認した上で建設資材として建設業者等へ出荷される。





また汚泥を含む水については、水処理施設で処理した後、洗浄水として循環利用される。水処理施設から発生する脱水ケーキについては、分析を行い、セメント工場へ出荷（処理委託）するが、対象物質によっては管理型最終処分場に搬入（処理委託）する。この水処理施設には汚泥濃縮装置が設置されており、通常よりも3倍から4倍ほど高効率な脱水ケーキの生成が可能である。

■ 質疑応答

- Q 1 現状の稼働率ほどのくらいですか？
 A 1 6月に稼働開始し、現状で25%程度です。汚染土壌の処理事業と産業廃棄物の処理事業の比率は50%ずつです。



Q2 オリンピック以降の需要について、どう思いますか。

A2 現状のような見込みはないかもしれませんが、目下、資材価格や工事価格が高騰していることから工事発注を待機している（見合わせている）事業者もいると思うのでそれなりの需要はあると見ています。

■まとめ

まだまだこれから本格化していく東京オリンピックに向けての開発に伴い、必要不可欠な施設だと感じました。最終処分場が逼迫している中であって、それでも従来、埋設廃棄物は管理型最終処分場で埋立処分するしかありませんでした。そのような性状が複雑な廃棄物に対して、我々の使命でもある「資源循環」を念頭に置きながら施設を整備をしていくことはとても重要です。S.P.E.C.株式会社 エコレ城南島は、まさにそれを実現している施設でした。

最後にお忙しい中、丁寧にご対応いただいた事業本部本部長の佐々木浩志様、営業の樫村知彦様、その他スタッフの皆様に心からお礼申し上げます。

（文責 伊山雄太）



クローズアップ!

1

災害時の協力・支援体制整備のための 施設等に関する調査(情報提供)について (協力のお礼)

本会では、地震等大規模災害の発生時に、会員の皆様のご協力を得て必要な人員、車両及び資機材等の応援を受けて、災害廃棄物対策を行うこととしております。また、自治体より協力依頼を受けた場合に備え、本会の支援体制等の整備を行うことが求められております。

そうしたことから、災害時における協会の協力・支援体制の整備を図るため、昨年8月より標記調査を実施して参りました。

皆様のご協力によりまして、下記のとおり、無事、調査が終了いたしましたことをご報告申し上げますとともに、深くお礼申し上げます。

今後とも、本会の事業運営につき、ご理解とご協力を賜りますよう、引き続きましてよろしくお願い申し上げます。

- ・調査期間 平成29年8月8日(火)から9月29日(金)まで
- ・調査対象

- ①調査票送付数 281社
(正会員273社 賛助会員8社)
- ②調査票回答数 148社/185事業所
(正会員145社/182事業所 賛助会員3社3事業所)
- ③回答率 52.7%
(正会員53.1% 賛助会員37.5%)

クローズアップ!

2

平成29年度精励従事表彰受賞者のご紹介

本会では産業廃棄物処理業に携わる会員企業において長年にわたり職務に従事し、他の従業員
の模範となる方を表彰する「精励従事者表彰」の制度を設けております。今年度は以下の方々が
受賞されました。受賞されました皆様の今後の更なるご活躍をお祈りいたします。

(有)アルファフォルム	日吉弘幸氏
(株)関電パワーテック	辻江健悟氏
(株)関電パワーテック	小野善孝氏
北大阪清掃(株)	須見浩氏
北大阪清掃(株)	丹井弘氏
北大阪清掃(株)	黒木浩法氏
(株)国中環境開発	中亮介氏
(株)国中環境開発	古賀靖章氏
(株)国中環境開発	木村孝徳氏
(株)興徳クリーナー	澤英樹氏
(株)さつき	樋口知美氏
(株)さつき	大下トモ子氏
(株)GE	前田晃宏氏
(株)ジャパン・クリーン・サービス	久保成一郎氏
大栄環境(株)	平林崇氏
(株)大建工業所	山崎喜靖氏
(株)ダイトク	岡江久光氏
辰巳環境開発(株)	新村重徳氏
(株)浜田	祖父江康範氏
(株)プロテック	大前一馬氏
宮坂産業(株)	宮坂健治氏

クローズアップ!

3

平成29年度不適正処理防止啓発グッズのための イラスト選考結果のお知らせ

本会では大阪府民に向けた啓発活動の一環として「廃棄物のリサイクルや不法投棄の撲滅をテーマにノベルティグッズ（タンブラー）を製作・頒布を行っております。府民の方の環境問題に関心を高めていただく契機になることを期待し、そのノベルティグッズに掲載するイラストを平成29年6月1日から11月30日までの間、一般公募いたしました。

この度、厳選なる審査を行い各賞の受賞者が決定いたしましたのでご報告いたします。5回目を迎える今回の公募では応募総数が381点もあり、過去最高となりました。皆様からの多数のご応募に心から感謝申し上げます。

優秀賞
井原結衣さん



技能賞
濱崎千帆さん



委員長賞
中川 葵さん



秀賞(子供部門)
藤原日向子さん



クローズアップ!

4

安全衛生表彰制度が始まります!

公団社団法人大阪府産業廃棄物協会では平成30年度より、労働安全衛生にかかる「安全衛生表彰制度」を創設いたします。これは、安全衛生活動の推進により労働災害の減少に努めた正会員企業・事業所、役員・従業員の方々を表彰するものです。

表彰の種類、表彰対象者、表彰基準は以下のとおりです。

種類	年度無災害表彰	5年無災害表彰	優良役員 従業員表彰
表彰対象者	企業・事業所	企業・事業所	企業・事業所の役員（代表者を除く）・従業員
表彰基準	安全衛生活動を実践し、前年度が無災害であること。 (詳細基準) 次の(1)～(3)までのすべての基準を満たしていること。 (1) 表彰対象の年度が無災害（重大災害 ^{注1} 、休業災害 ^{注2} が発生していない状態をいう）であったこと。加えて収集運搬業にあっては、重大な交通違反 ^{注3} がないこと。 (2) 重大な法定事故、法違反により是正勧告を受けていないこと。 (3) 安全衛生活動の実践状況が以下のとおりであること。 a 安全衛生組織が確立しており、安全管理者又はこれに準ずる者を任命していること。 b 協会のリスクアセスメント推進研修会等に従業員が参加していること。	安全衛生活動を継続して実践し、無災害を連続して5年間継続していること。 (詳細基準) 年度無災害表彰を連続して5年間受けた企業・事業所	安全衛生推進者等として安全衛生業務に従事し、安全衛生活動の推進に顕著な功績をあげていること。 (詳細基準) 次の(1)(2)の基準を満たしていること。 (1) 安全衛生推進者等として安全衛生業務に従事し、安全衛生方針の作成・周知、安全衛生会議活動の展開、安全衛生に関する法的資格の取得等、安全衛生活動の推進に顕著な功績をあげていること。 (2) 協会のリスクアセスメント推進研修会等に参加していること。
被表彰者数	上限は設けません。	1年につき原則3社	1年につき3名以下
表彰の方法	表彰状を郵送します。	定時総会において表彰状を授与します。	定時総会において表彰状を授与します。

注1 重大災害とは、死亡災害又は一報に3人以上の死傷者を出した災害をいう。
注2 休業災害とは、休業4日以上の災害をいい、身体障害の対象となる不労災害を含むものとする。
注3 重大な交通違反とは、業務に関して罰金刑以上の処分をうけた違反をいう。

【選考について】

3月下旬ごろに正会員企業・事業所様あてに様式第1及び様式第2による安全衛生活動事業所安全活動報告書（以下「報告書」という。）及び安全衛生活動優良役員・従業員表彰推薦書（以下「推薦書」という。）をお送りいたしますので、該当される企業・事業所様は報告書、推薦書を協会事務局にご提出ください。
危機管理委員会及び理事会において厳正に審査し、被表彰者を決定いたします。

クローズアップ!

5

労働安全衛生に関する 啓発用ハンドブックを作成します (平成31年度完成予定)

本会では、昨年度から3か年にわたり労働災害防止計画（以下「計画」といいます）を策定し、産業廃棄物処理業における労働安全衛生の向上に資する各種事業の取組と強化に努め、平成31年度には、①死亡者数をゼロにする、②休業4日以上の死傷者数を平成24～26年の実績平均に比して20%以上減少させる、とする目標を掲げています。

その一環といたしまして、目下、危機管理委員会では、労働安全衛生に関する啓発を趣旨とするハンドブックの作成を企画しています。作成にあたっては、指導監督庁や関係機関・団体等による協力・助言を得ながら、これを進めて参りますが、会員の皆様におかれましてもアンケートその他の情報・資料提供に関するご協力をお願い等をさせていただくことがあるかもしれません。その折には、産業廃棄物処理業界の労働安全衛生向上のためにご理解の上、積極的にご協力を賜れば幸いです。何とぞ、よろしくお願い申し上げます。

新規入会会員紹介

正会員 _____ 平成29年12月～平成30年3月に入会した会員

共和紙料 株式会社

代表者	中村昌延		
住所	〒569-0833 高槻市唐崎南2-5-1		
電話番号	072-678-0858	FAX番号	072-677-4943
業務内容	収集運搬業(積替え保管含む)、中間処理業		

有限会社 大京

代表者	滝川 明		
住所	〒559-0011 大阪市住之江区北加賀屋1-8-6		
電話番号	06-6683-3200	FAX番号	06-6683-3200
業務内容	収集運搬業		

株式会社 ミナミノ

代表者	南野成朋		
住所	〒570-0043 守口市南寺方東通4-23-18		
電話番号	06-6996-3364	FAX番号	06-6996-3368
業務内容	収集運搬業		

賛助会員

株式会社 東和テクノロジー

代 表 者	友 田 啓二郎		
住 所	〒730-0803 広島市中区広瀬北町3-11 和光広瀬ビル5階		
電 話 番 号	082-297-8700	F A X 番 号	082-292-8163
業 務 内 容	環境コンサルタント業		

中川企画建設 株式会社

代 表 者	中 川 廣 次		
住 所	〒541-0059 大阪市中央区博労町4-2-15 ヨドコウ第2ビル4階		
電 話 番 号	06-6252-1123	F A X 番 号	06-6252-1124
業 務 内 容	総合建設業		

退会会員 平成29年9月～平成30年3月に退会した会員

正 会 員

社 名 一般社団法人大阪中央マネジメント・ラボ
 ケーアールシー株式会社
 株式会社枚岡環境

賛助会員

社 名 株式会社JALUX
 新日本認証サービス株式会社
 トキワ株式会社

入会のメリット

社会的信用の向上

本会の事業は、環境分野における不特定多数の利益の増進に寄与するものです。そのような事業を推進する団体に入会することは、取引先や顧客（一般消費者）、さらには融資元等から環境意識の高い企業として認知され、社会的信用を得ることに繋がります。CSR（企業の社会的責任）が、もはや世間の常識となっている現在、以上の傾向は今後ますます強くなっていくものと考えられます。

相談・助言を受ける機会の優先

排出事業者にとっても、産業廃棄物処理業者にとっても、廃棄物処理法や関係法令は非常にかかわりの深いものです。しかしながら、これほど解釈・運用の困難な法令も珍しく、専門的な相談・助言を受けたいと思われている方は多数いらっしゃると思います。本会に入会すると、廃棄物処理法に関する講演・執筆等の実績が豊富な常駐の職員による相談・助言を優先的に受けることができます。

建設業の経営事項審査の加点対象となります

建設業法施行規則の一部が改正されたことに伴い、平成20年4月1日より経営事項審査の評価項目及び基準が見直され、社会性評価の項目の中で、防災協定を締結している業者には、加点数が従来の3点から15点となり大幅な引き上げとなりました。本会は平成18年3月27日に大阪府と「地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定」を締結しており、会員の皆様は、本会交付の証明書により、この制度をご活用いただけます。証明書発行を希望される方は、「経審の防災協定に係る協会加入証明交付願」をダウンロードしていただき、全てご記入のうえ、協会へ申請してください。詳細は協会事務局までお問い合わせください。

講習会・研修会への無償又は割引参加

本会が実施する廃棄物管理士講習会に通常の半分の費用で受講できます。また、産廃塾、リスクアセスメント推進研修会、廃棄物収集作業向上研修会、施設見学会には無償で参加できます。

法令集・技術資料集・手引書等の無償又は割引入手

本会が発行する刊行物を無償で、又は割引して入手できます。また、個別の希望に応じ、適当な資料等の提供を受けることもできます。

意見交換、福利厚生

定例開催される、会員間の懇親・親睦を深めるための会に参加できます。

これは廃棄物？だれが事業者？ お答えします！廃棄物処理 (改訂増補版)

著者：龍野 浩一

(出版社：第一法規㈱) 定価：2,200円+消費税 発行日：平成30年1月18日)

廃棄物の区分や事業者の特定・範囲など、廃棄物処理の実務担当者が直面する日常的な業務課題を厳選し、簡潔かつ明快なQ&A形式で根拠（法令・通知等）を示しながら解説する。新たな指導・助言事例を追加した改訂増補版。

- 初版から2年余……読者・関係者から多くの照会や要望を受け、改訂増補版を刊行！
- 長年、事業者や処理業者等に指導・助言を行ってきた著者による“生きたQ&A集”
- 実際にあった「実務上の相談事例」を取り上げ、関係法令・告示・通知・判例等を踏まえて簡潔に解説
- 「現場」と「法規」をつなぐ廃棄物管理担当者必携の実務書
- 平成29年6月に公布された廃棄物処理法改正や10月に施行された水銀関係の改正等に完全対応。その他の解説や図表も大幅に強化・拡充
- 索引は、実務のシーンで直面しやすい「疑義用語・表現」を中心に収録



Member

会員紹介

Information

会社名	共英製鋼株式会社 枚方事業所		
住所	大阪府枚方市中宮大池3-1-1		
代表者名	鳴海 修	代表者役職	取締役執行役員 枚方事業所長
従業員数	190名	会社設立日	昭和22年8月

H I S T O R Y



取締役執行役員
枚方事業所長

鳴
海
修

所在地：大阪府枚方市中宮大池3-1-1
 事業内容：鋼片・異形棒鋼・丸鋼の製造、販売業
 産業廃棄物、特別管理産業廃棄物の中間処理とフロン類の破壊処理
 U R L : <http://www.kyoeisteel.co.jp/>

沿革

昭和22年8月 共栄製鉄(株)を創立(昭和22年12月に伸鉄業に転換)
 昭和23年9月 共英製鋼(株)に社名変更
 昭和42年3月 線材メーカーから小形棒鋼を主体とする条鋼メーカーに転換
 昭和46年10月 大阪府枚方市に枚方電炉工場を新設
 昭和47年10月 大阪府枚方市に圧延工場を新設し、製鋼圧延一貫体制確立(現枚方事業所)
 平成2年4月 当社、共英製鉄(株)、山口共英工業(株)、第一製鋼(株)および和歌山共英製鋼(株)の共英グループ5社合併。共英製鉄(株)以下4社については、大阪事業所、山口事業所、名古屋事業所、和歌山事業所と改組。
 平成18年12月 東証一部・大証一部に上場
 平成24年3月 フロン類破壊業者許可証の取得
 平成26年3月 産業廃棄物、特別管理産業廃棄物処分業許可証の取得
 平成27年1月 ISO14001の取得

インタビュー

I N T E R V I E W

鉄資源循環と廃棄物処理を両輪に

—御社事業の概要を教えてください。

鳴海：共英製鋼(株)は鉄鋼製品メーカーとして昨年12月、創業70周年を迎えました。事業の大きな柱はふたつ、鉄スクラップを原料に棒鋼などの鉄鋼製品を生産する「鉄鋼事業」と、この製鋼工程に産業廃棄物を投入して完全無害化する「環境リサイクル事業」を展開しています。おかげさまで、建物などの鉄筋コンクリート用棒鋼では国内シェア1位となっています。中核となるのは、電気炉による溶融技術です。鉄スクラップを電気炉に装入し、高電圧電流を流すことで溶解。不純物を除去して精錬し、圧延成形することで鉄鋼製品を生産しています。溶融の際のアーク放電は3,000~6,000℃にも達しますから、この熱によって処理の



難しい産業廃棄物を同時に無害化溶融しよう、という考え方です。

現在の当社事業拠点は、ここ枚方事業所と山口事業所、名古屋事業所の3拠点があります。このほか、当社グループとして関東スチール(株) (茨城県土浦市)があり、日本全国の主要地域をカバーしています。また、当社事業を幅広くサポートしている共英産業(株)、廃棄物再資源化に特化した共英リサイクル(株)、医療廃棄物を取り扱う(株)共英メソナ、鉄スクラップヤードの(株)堺リサイクルセンターなどの関連企業もあり、



鉄スクラップと廃棄物を電気炉で溶融する

総合リサイクル企業集団として体制を整えました。加えて、海外拠点として米国にビントン・スチール社、ベトナムにはビナ・キョウエイ・スチール社とキョウエイ・スチール・ベトナム社を置き、国外でも鉄鋼事業を積極的に進めています。特にベトナム、ASEANは今後の主要マーケットと考え、今年1月にはベトナム南部に港灣事業を行うチー・バイ・インターナショナル・ポート社も設立しました。鉄スクラップのみならず、様々な貨物を取り扱い、ASEANの新たな物流拠点として地域の発展に貢献していきます。

INTERVIEW

関西地域の資源循環と廃棄物無害化を担う

——そうした体制のなかで、枚方事業所の特色は？

鳴海：枚方事業所は関西地域の生産・処理拠点で、鉄鋼業として見ると製鋼・圧延一貫操業の細物棒鋼専用工場となっています。皆さんがイメージする鉄筋コンクリートに入っている、あの鉄筋ですね。専門的に言えば10mm、13mm、16mm径の異形棒鋼、丸鋼、構造用棒鋼を製造・販売しています。細い鉄筋は生産性が低いのですが、専門工場とすることで高品質な製品の効率的な生産を実現しました。他社ではスリット方式という圧延材を途中で2本に切る生産方法を採用していますが、当事業所は切らずに圧延のみで細物を生産しております。そのため非常にまっすぐで曲りが少なく、製品表面品質が良いことから、特に鉄筋加工業の皆さんにご好評をいただいています。



共英製鋼㈱・枚方事業所

そこに、廃棄物処理も加わっている形ですね。廃棄物処分量の許可は、溶融による中間処理（処理能力：180 t／日）として、普通産廃では燃え殻・汚泥・金属くず・ガラスくず・鉱さい・ばいじん・第13号廃棄物で、水銀使用製品産廃（水銀回収義務付け品を除く）と水銀含有ばいじんも含まれます。特管産廃では、汚泥・鉱さい・ばいじん（それぞれ水銀・カドミウム・鉛・六価クロム・ヒ素とその化合物を含む）・燃え殻（カドミウム・鉛・六価クロム・ヒ素とその化合物を含む）の許可を取得。また、フロン破壊業許可も取得しています。

——電炉での処理はどんな形で行われるのでしょうか？

鳴海：実際の工程では、鉄スクラップはヤードに、廃棄物は専用の保管庫にそれぞれ受け入れ。溶融用のバスケットにスクラップと産廃を入れて電炉に装入し、アーク放電で溶融処理します。この時点で、廃棄物はフロンも含めて高温により無害化するわけです。次にスラグを流したうえで出鋼し、まずは長いビレットとして圧延工程へ。その後は圧延を繰り返しながら、製品に仕上げていく形です。スラグは共英産業㈱を通じて路盤材としてリサイクルしていますし、資源循環と廃棄物処理も含めた総合リサイクルシステムとも言えます。

電炉の高熱を有効に活用して社会に貢献するという意味で、有害廃棄物の扱いには特に力を入れています。最近では、水銀廃棄物と二次電池でしょうか。前者は先般の廃棄物処理法の改正に伴い、水銀廃棄物に関する新たな規制が設けられた影響で、特に蛍光灯管の処理への引き合いが強くなっています。後者についても、水銀含有電池だけでなく、発火の危険性があるリチウム系電池の相談が増えていますよ。もちろん通常の電池との混入は避けたいところですが、こうした難処理物の無害化にこそ、当社の社会的な役割があると考えています。

I N T E R V I E W

会社全体として医療廃棄物に注力しているのも、同様の考え方によります。1980年代のころ、米国ニューヨークの海岸に大量の注射針が漂着した事件があり、医療廃棄物の処理に対する関心が世界的に高まりました。当社でも、電炉の超高温であれば医療廃棄物を安全かつ完全に無害化できるのではないかと考え、医療廃棄物の回収から処理までを一貫して行う「メスキュードシステム」を構築しています。



▲廃棄物の保管倉庫

▼特許を取得しフロン破壊の許可も



より高品質なサービスを目指して

——安全面で特に力を入れている点は？

鳴海：鉄鋼業は典型的な装置産業と言われますが、電炉や圧延など大型の設備を使いますし、高温環境で作業をしますから、労働安全衛生には非常に注意を払っています。特に危険な溶融中は施設内に人を入れないようにしていますし、短時間で安全に作業するよう、各人の意識付けも徹底しています。

ただ、私としては“安全とは設備投資である”と考えています。人の注意力には限界がありますし、どうしてもミスは避けられません。だからこそ、安全設備をしっかりと導入することで、人が注意すべき範囲を極力狭くしてミスを小さくすることが大切です。そのうえで、どうしても残留リスクが高い場所は徹底して教育・訓練するよう取り組んでいます。

また、電炉は粉塵が多く発生しますので、集塵機による負圧管理や粉塵フィルターの配置で、外部に出さないよう配慮もしています。現在、枚方事業所は住宅地に近接立地していますから、公害防止策には万全を期しています。事業所全体でもクローズシステムを採用しており、排水なども含めて外部に余計なものを出さない仕組みを構築しています。

I N T E R V I E W

——今後の抱負を聞かせてください。

鳴海：やはり、当社は有害性の高い廃棄物の処理にこそ特色があると思いますから、サービスの向上や品目の拡大などを図っていききたいところです。当面の目標としては、飛散性・非飛散性を含めた石綿含有産廃の処分許可取得を目指したい。すでに問い合わせを多くいただいておりますし、今後の建築物老朽化に伴う解体などで必ず発生するものです。山口事業所ですでに取得していますので、これは是非実現したいですね。

もっとも、当社の処理システムは“製鋼ありき”のもので、電炉による鉄資源の循環があればこそその廃棄物処理ですから、同時に鉄鋼事業でも品質や製品外観、デリバリーなど、顧客の要望に細やかに応えるサービスを磨くことが必要でしょう。鉄リサイクルと廃棄物処理を両輪として、さらなる地産地消型の鉄鋼と環境ビジネスを進めて行きたいと思っています。

わが社のホープ！

（頑張っている従業員の紹介）

氏 名	黒 川 幸 一
役 職	環境リサイクル部環境リサイクル課
自己紹介	<p>私は入社5年目です。製造部門勤務の経験を生かして、現在は産廃処理の業務を担当しております。今の部署に異動して2年ほどと日が浅いですが、廃棄物処理法の知識を増やすことや、どのようにすれば安全かつ円滑に産廃処理ができるか等、日々考えて勉強しております。産廃排出元であるお客様からは様々な要望を頂きますので、それに対して自分で要望に沿った提案をし、実際に弊社での処理が問題なく完了出来たときは非常に嬉しく、やりがいを感じます。</p> <p>弊社の方針として、産廃処理・処分業を含む環境リサイクル事業を3つのビジネスセグメントのひとつにすることを目指しており、私もそれに貢献したいと考えております。</p> <p>これからも、講習や産廃フォーラム等で知識を増やし、資格取得にもチャレンジして、もっと自分自身を磨いていきたいと思っています。</p>

会社から
の一言

現在、環境リサイクル課で頑張ってくれている。この業界は静脈産業に例えられるように、多様な企業から多種類の老廃物の処理処分依頼が処分業者にある。当社では電気炉による熔融処理の可否や負荷を検討しなくてはならず、その為の技術的な知識が必要である。また、法令等の改正が頻繁にあり、複雑難解な廃棄物処理法を理解しなくてはならず、その為の法律の知識も必要である。黒川課員は技術者として、鉄の熔融や化学にも強く、廃棄物の処理依頼がある度に廃棄物処理法を確認して、お客様に安心していただける業務を続けてくれている。今後の更なる活躍を期待するわが社のホープである。

Clean Life

クリーンライフ

HPでご覧頂けます

<http://www.o-sanpai.or.jp/>

BACK

バックナンバーのご案内

NUMBER

●7月1日スタート！
大阪府による土砂埋立て等の規制



第61号 (平成27年6月19日発行)

●進む！災害廃棄物対策の整備
いよいよ始まる
マイナンバー制度



第62号 (平成27年9月25日発行)

●改正廃棄物処理法
政省令案等の概要
医療機関に退蔵されている
水銀血圧計等回収マニュアル



第63号 (平成27年12月4日発行)

●第3回地球環境保全のための
3R推進フォーラム
「地域における3R社会の未来」



第64号 (平成28年3月25日発行)

●廃棄物の処理及び清掃に
関する法律等の見直しに
関する意見



第65号 (平成28年6月10日発行)

●食品廃棄物の不正転売防止
に関する産業廃棄物処理業
者等への立入検査マニュアル



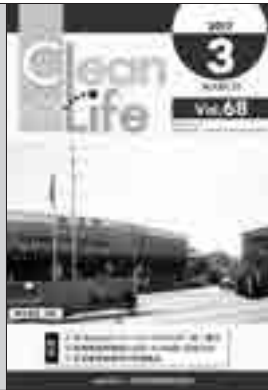
第66号 (平成28年9月14日発行)

●待ったなし！
加速する
PCB廃棄物の処理



第67号 (平成28年11月25日発行)

①第1回さんばいフォーラム
(MAMORU) 終了報告
②廃棄物処理制度の見直し
方向性(意見具申)
③産業廃棄物処理の現地確認



第68号 (平成29年3月25日発行)

①廃棄物処理法改正案
(平成29年3月10日閣議決定)
②廃棄物処理法施行規則改正
(平成28年4月28日公布)



第69号 (平成29年6月9日発行)

①水銀廃棄物に係る廃棄物処理法施行
令等の改正概要について
②食品廃棄物の不正転売事案について
(総括)
③排出事業者責任に基づく措置に係る
チェックリスト



第70号 (平成29年9月26日発行)

産業廃棄物処理業の
振興方策に関する提言
平成29年3月 環境省
産業廃棄物処理業の振興方策に関する検討会



第71号 (平成29年12月1日発行)

連絡先：公益社団法人大阪府産業廃棄物協会 TEL.06-6943-4016

公益社団法人 大阪府産業廃棄物協会の

分かりやすく コンパクト 必携の一冊

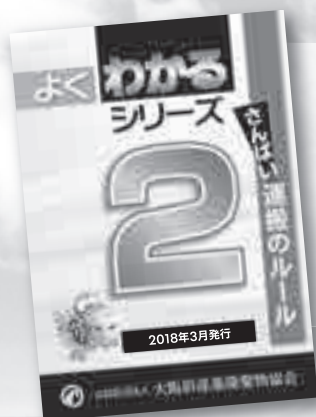
よくわかるシリーズ1

産業廃棄物の処理の委託をするときに不可欠な manifests のしくみを分かりやすく解説！本冊子では manifests の書き方や各伝票の運用方法を記載例、フロー図などを駆使しながら分かりやすく説明しています。巻末には manifests についてよく質問される事柄を Q & A 方式で掲載！産業廃棄物の処理を委託する方、される方に必携の一冊です。



よくわかるシリーズ2

産業廃棄物を運搬するときに、守らなければならない処理基準を中心に解説！収集運搬車両の表示板、積替え保管する場合の基準、施設（車両）の使用権限から大阪府流入車規制など、収集運搬において必要となる事柄をコンパクトにまとめた一冊。巻末には収集運搬についてよく質問される事柄を Q & A 方式で掲載！産業廃棄物の収集運搬をされている方には必携の一冊です。



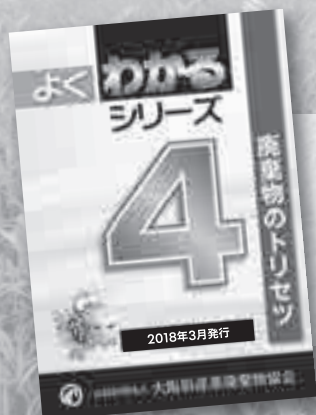
よくわかるシリーズ3

許可の有効期限の延長など、産廃処理業者にとって数々のメリットがある優良産廃処理業者認定制度を分かりやすく解説！優良認定を受けるための5つの基準を解説するだけでなく、過不足なく申請事務を行えるよう、チェックリストも収録。巻末には、優良産廃処理業者認定制度についてよく質問される事項を Q & A 方式で掲載！優良産廃処理業者の認定を目指されている方には必携の一冊です。




よくわかるシリーズ4

これは産業廃棄物か一般廃棄物か？産業廃棄物の種類の何になるのか？など廃棄物の適正処理の基本となる判断基準を中心に解説。廃棄物の取扱説明書として必携の一冊です。




廃棄物法制等普及促進シリーズ

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL 1
● 通知で見る廃棄物処理法



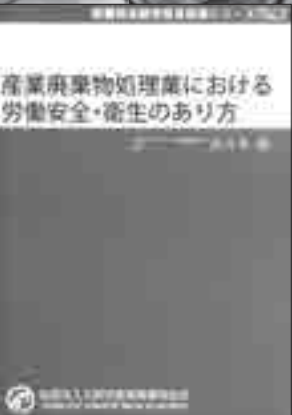
2009年4月1日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL 2
● 産業廃棄物処理業の
経理的基礎のあり方




2010年3月31日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL 3
● 産業廃棄物処理業における
労働安全・衛生のあり方




2011年3月31日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL 4
● 産業廃棄物処理業における
ヒヤリ・ハットの事例分析




初版 2011年12月1日発行 第2版 2015年12月1日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL 5
● 廃棄物収集作業マニュアル




初版 2012年5月1日発行 第2版 2016年3月1日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL 6
● 循環資源市場実態レポート




2012年5月1日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL 7
● 産業廃棄物埋立処分場の
公共関与のあり方




2012年5月1日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL 8
● 汚染土壌処理の
法規と実態




2014年3月1日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL 9
● 廃棄物の定義と事業者の
特定に関するFAQ




2014年3月1日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL 10
● 産業廃棄物処理業に関する
BCP策定ガイドライン




2014年12月1日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL 11
● 地域における3R社会の未来
(地球環境保全のための3R推進フォーラム実施報告書)



2016年11月1日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL 12
● 廃棄物処理先進事例
調査報告書



2017年12月1日発行



編集後記

当協会も設立30周年を迎えます。

そんな節目の年に公益社団法人大阪府産業資源循環協会と名称を改める予定だと聞いています。設立当初は業界の近代化をはかり不法投棄の防止、適正処理の普及啓発といった目的を持ってスタートした当協会も、資源循環を基準とした適正処理の推進へとその使命が変わってきたことの表れかもしれません。

3Rという言葉が初めて法律の中に明記された循環型社会形成推進基本法が2000年に公布されたときには、「3Rが進めばゴミが減り我々の仕事はなくなる」といった意見もありましたが、もはやそれなしでは我々の仕事は語れなくなり今昔の感に絶えない思いです。

サーキュラーエコノミーやSDGsなど新しい言葉も沢山生まれてくる今日、CleanLife誌も時代にマッチした情報提供に努めたいと思います。

組織広報委員長 濱田篤介

Clean Life vol.72

編集 公益社団法人大阪府産業廃棄物協会
組織広報委員会

委員長	濱田篤介
副委員長	田中公治
副委員長	高好健二
委員	尾崎正孝
委員	片渕則人
委員	渋谷和義
委員	高田実佐大
委員	平尾道哉
委員	福田勝
事務局	福原睦美

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の許可申請に関する講習会（新規・更新）
特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会







近畿地区 平成30年度日程表

	新規講習会				更新講習会		特別管理産業廃棄物 管理責任者講習会
	産業廃棄物 収集運搬課程	産業廃棄物 処分課程	特別管理産業廃棄物 収集運搬課程	特別管理産業廃棄物 処分課程	収集運搬課程	処分課程	
講習期間 受講料	2日間 ¥30,400	3日間 ¥48,300 (※1)	3日間 ¥46,200	4日間 ¥68,000 (※2)	1日間 ¥20,000	2日間 ¥25,200	1日間 ¥14,000
平成30年 4月					大阪会場：27日		大阪会場：26日
5月	京都会場： 8日～9日 兵庫会場： 15日～16日				兵庫会場：11日 京都会場：23日		兵庫会場：10日 京都会場：24日
6月	奈良会場： 19日～20日				滋賀会場：13日 奈良会場：21日	京都会場： 27～28日	滋賀会場：14日 奈良会場：22日
7月	大阪会場： 3日～4日		兵庫会場： 11日～13日		兵庫会場：25日		大阪会場：5日 兵庫会場：24日
8月	和歌山会場： 8日～9日	兵庫会場： 28日～31日			大阪会場：2日 京都会場：8日		大阪会場：1日
9月	京都会場： 12日～13日				和歌山会場：19日 大阪会場：27日	兵庫会場： 11日～12日	和歌山会場：20日 大阪会場：26日
10月	大阪会場： 3日～4日 兵庫会場： 10日～11日			大阪会場： 22日～26日	兵庫会場：12日 京都会場：16日		京都会場：17日
11月	滋賀会場： 1日～2日				大阪会場：21日 奈良会場：22日		大阪会場：20日
12月	大阪会場： 19日～20日				兵庫会場：11日		兵庫会場：12日
平成31年 1月	兵庫会場： 22日～23日				大阪会場：11日 京都会場：18日	大阪会場： 31日～2月1日	大阪会場：10日
2月	和歌山会場： 19日～20日 大阪会場： 26日～27日	京都会場： 19日～22日	大阪会場： 13日～15日		兵庫会場：15日 和歌山会場：21日 滋賀会場：27日		兵庫会場：14日 滋賀会場：28日
3月	京都会場： 6日～7日				京都会場：5日 大阪会場：7日 奈良会場：20日		大阪会場：6日

(※1) 処分課程に収集運搬課程を追加して受講される場合は講習期間は4日間となります。

(※2) 特管処分課程に特管収集運搬課程を追加して受講される場合は講習期間は5日間となります。

受講申込み、お問い合わせ先

滋賀会場  (一社) 滋賀県産業廃棄物協会 〒520-0051 滋賀県大津市梅林1-3-30 TEL: 077(521)2550 (こうぜんビル2階)	大阪会場  (公社) 大阪府産業廃棄物協会 〒540-0011 大阪市中央区農人橋1-1-22 TEL: 06(6943)4016 (大江ビル3階)	奈良会場  (一社) 奈良県産業廃棄物協会 〒636-0246 奈良県磯城郡田原本町千代580-4 TEL: 0744(33)8800 (南部環境開発ビル5階)
京都会場  (公社) 京都府産業廃棄物協会 〒601-8027 京都市南区東九条中御霊町53番地の4 TEL: 075(694)3402 (Johnsonビル2階)	兵庫会場  (一社) 兵庫県産業廃棄物協会 〒650-0023 神戸市中央区栄町通2丁目4番14号 TEL: 078(381)7464 (日栄ビル3階)	和歌山会場  (一社) 和歌山県産業資源循環協会 〒640-8150 和歌山市十三番丁30番地 TEL: 073(435)5600 (酒直ビル3階)

Clean Life vol.72

クリーンライフ

第72号



平成30年3月26日発行

発行責任者 公益社団法人

大阪府産業廃棄物協会

〒540-0011

大阪府中央区農人橋1-1-22

TEL : 06-6943-4016

FAX : 06-6942-5314

会長 片 淵 昭 人

組織広報委員長 瀧 田 篤 介

